

# 第3期

## 有田川町子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

子育てに地域みんなで取り組み、  
子どもが未来に輝くまち 有田川町



令和7年3月

有田川町



## 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間.....	2
第2章 有田川町の現状 .....	3
1 統計資料からみる現状 .....	3
2 ニーズ調査結果の概要 .....	12
3 第2期計画の評価.....	29
4 課題のまとめと方向性 .....	40
第3章 計画の基本理念と施策体系.....	42
1 計画の基本理念 .....	42
2 基本目標 .....	43
3 施策体系 .....	43
第4章 施策の展開.....	44
基本目標1 子どもがのびのびと健やかに育つまち .....	44
基本目標2 心豊かな子どもを育むため、地域社会で見守るやさしいまち.....	48
基本目標3 親が安心、安全に子どもを生み、育てられるまち .....	50
第5章 第3期計画における見込みと確保方策.....	54
1 教育・保育提供区域 .....	54
2 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	55
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 .....	57
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供・推進.....	64
第6章 計画の推進体制 .....	65
1 計画の推進にあたって .....	65
参考資料 .....	66
1 策定経過 .....	66
2 有田川町子ども・子育て会議委員名簿.....	66



# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 1 計画策定の背景と趣旨

我が国の出生数は、令和5年で約73万人と統計開始以来最少となり、予測を上回る速度で少子化・人口減少が進行しています。また、新型コロナウイルス感染症の流行による子どもや若者、家庭をめぐるさまざまな課題が深刻化しており、次の時代を担う子どもが安心して育つことができる環境、結婚や出産・子育てに関する一人ひとりの希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

このような中、国では令和5年度より「こども家庭庁」の設置や「こども基本法」の施行、「こども大綱」の閣議決定など、常に子どもの目線で国や社会がどうすればよいかを考え支えることで、全ての子どもが幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざす方向性が示されました。また、令和6年度に「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」が改正され、子ども本人だけでなく、子どもを育てる家庭への支援の拡充や体制強化が進められています。

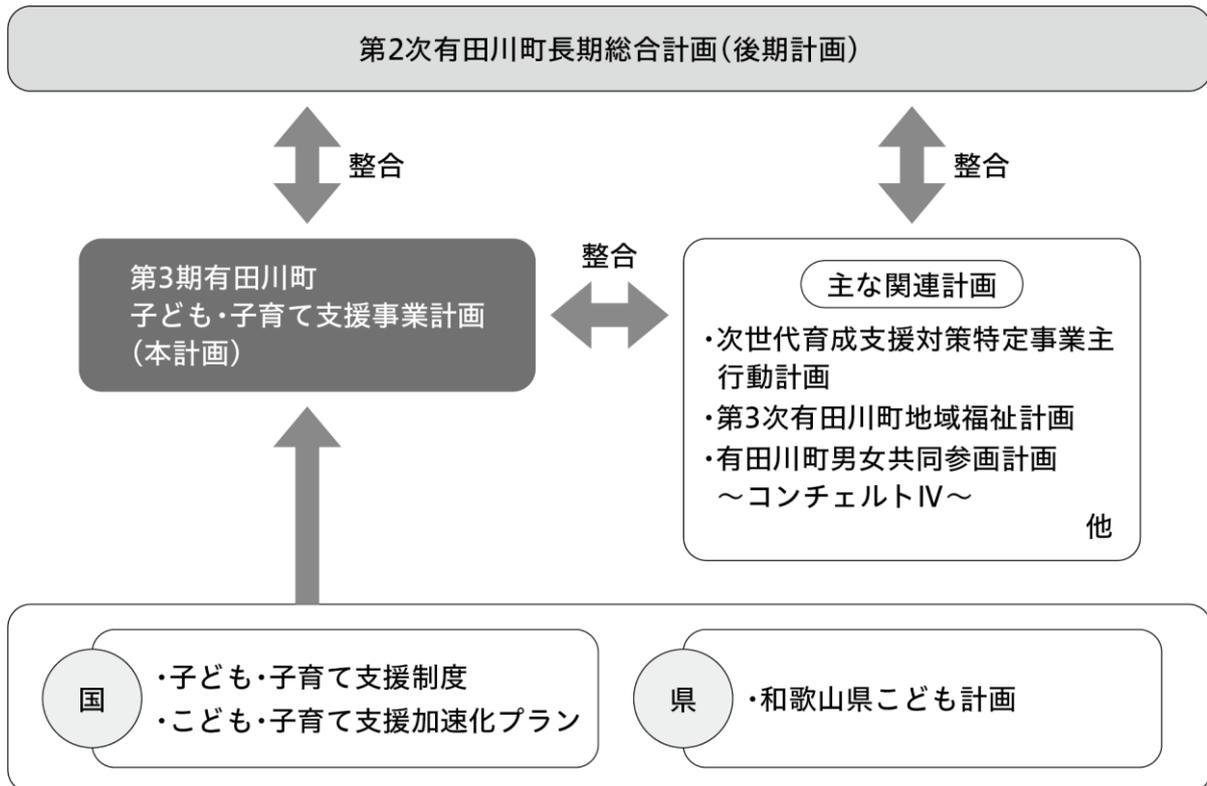
有田川町(以下、「本町」という。)においては、平成22年に「有田川町次世代育成支援行動計画」を、令和2年に「第2期有田川町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第2期計画」という。)を策定し、「子育てに地域みんなで取り組み、いつまでも住み続けたいまち 有田川町」を基本理念に、保育など子育て支援サービスの提供や、全ての子どもが健やかに成長できるためのきめ細かな体制づくりを行うとともに、子育て家庭を社会全体で支援できる環境整備に取り組んできました。

この度、第2期計画の計画期間が令和6年度で満了となることから、近年の社会潮流や本町の子ども・子育てを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、令和7年度以降の本町における子ども・子育て支援施策をより一層促進することを目的に、「第3期有田川町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

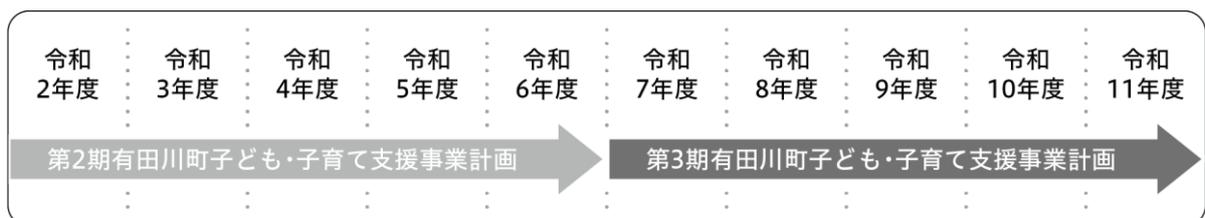
本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」です。

計画の策定にあたっては、さまざまな分野の取り組みを総合的・一体的に進めるため、本町の最上位計画である「第2次有田川町長期総合計画(後期計画)」をはじめ、「第3次有田川町地域福祉計画」、その他の関連計画との整合を図りました。



## 3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和 11 年度までの5か年を計画期間とします。また、計画期間中であっても、社会情勢や子育て家庭のニーズの変化、本町の人口や社会環境の変化などがあった場合は、実情に応じて適宜見直しを行います。



## 第2章 有田川町の現状

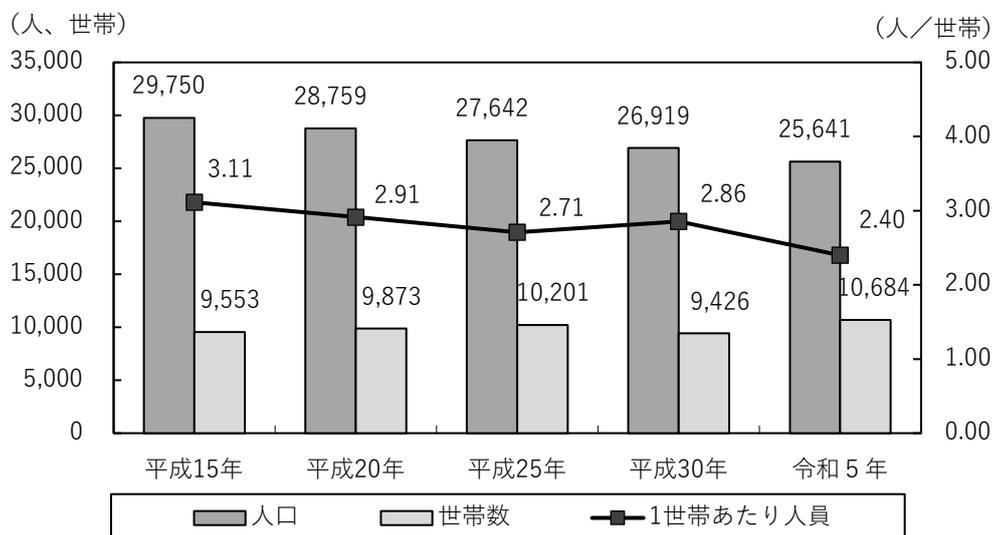
### 1 統計資料からみる現状

#### (1) 人口構造の状況

##### ①人口と世帯数の推移

本町の人口と世帯数の推移をみると、人口については平成 15 年以降減少しており、令和5年では 25,641 人となっています。一方、世帯数については増減を繰り返しており、令和5年では 10,684 世帯となっています。また、1世帯あたり人員については減少しており、令和5年では 2.40 人と、平成 15 年と比べ 0.7 人減少し、核家族化などによる世帯の小規模化が進行しています。

##### ■人口と世帯数の推移

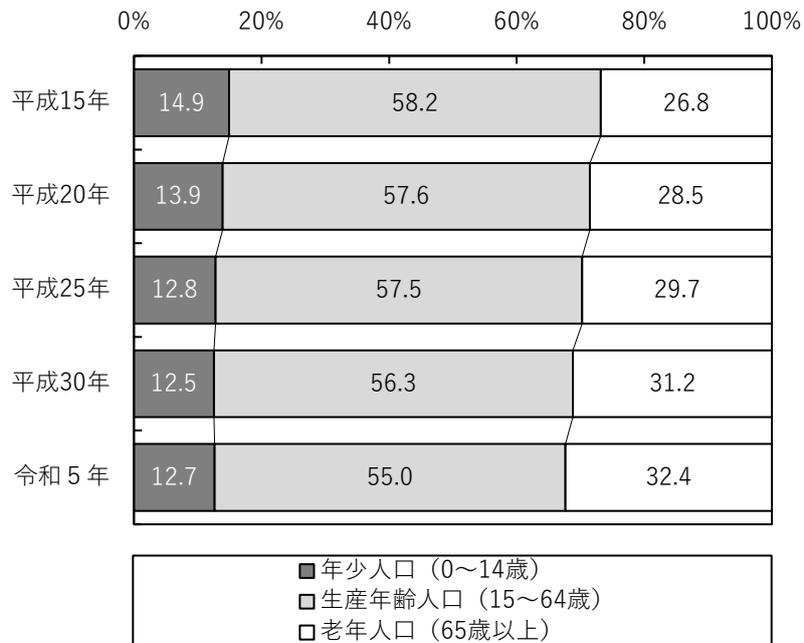


※平成 15 年から 25 年については各年 3 月 31 日現在、平成 30 年と令和 5 年については各年 1 月 1 日現在  
資料：住民基本台帳

## ②年齢 3 区分別人口構成割合の推移

本町の年齢3区分別人口構成割合の推移をみると、年少人口と生産年齢人口の割合はともに減少傾向であり、令和5年には、それぞれ 12.7%、55.0%となっています。一方、老年人口の割合は増加しており、令和5年では 32.4%と、平成 15 年に比べ 5.6 ポイント増加し、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

### ■年齢 3 区分別人口構成割合の推移



※小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、合計 100%にならない場合がある  
 ※平成 15 年から 25 年については各年 3 月 31 日現在、平成 30 年と令和 5 年については各年 1 月 1 日現在  
 資料：住民基本台帳

### ③年齢別 20 歳未満人口構成の推移

本町の 20 歳未満人口は年々減少しており、令和 5 年では 4,391 人と、平成 15 年と比較して 1,813 人の減少となっています。また、年齢別 20 歳未満人口構成割合の推移をみると、5～9歳の割合がやや増加傾向で推移しています。

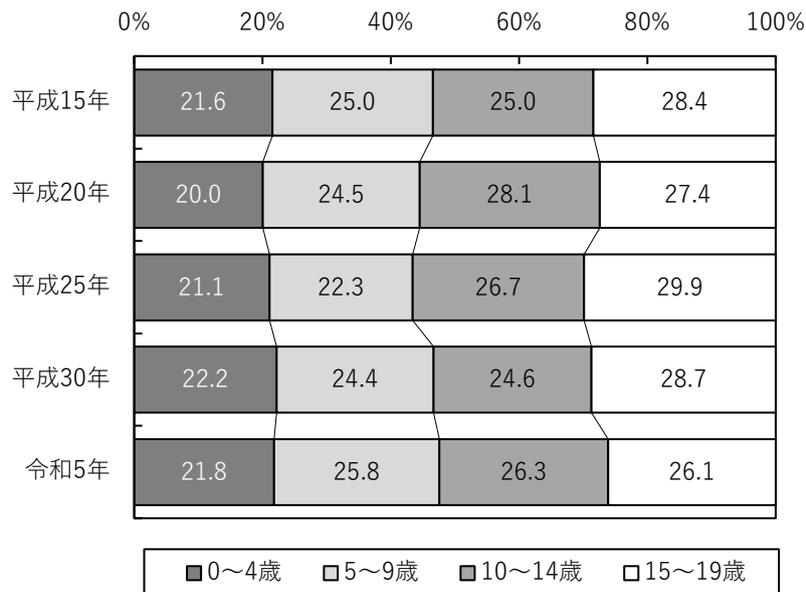
#### ■年齢別 20 歳未満人口構成の推移

(単位：人)

	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	令和5年
0～4歳	1,337	1,105	1,062	1,052	958
5～9歳	1,551	1,348	1,125	1,158	1,131
10～14歳	1,554	1,547	1,347	1,167	1,156
15～19歳	1,762	1,512	1,504	1,360	1,146
総数	6,204	5,512	5,038	4,737	4,391

※平成 15 年の数値は吉備町、金屋町、清水町を合算したもの  
資料：住民基本台帳

#### ■年齢別 20 歳未満人口構成割合の推移



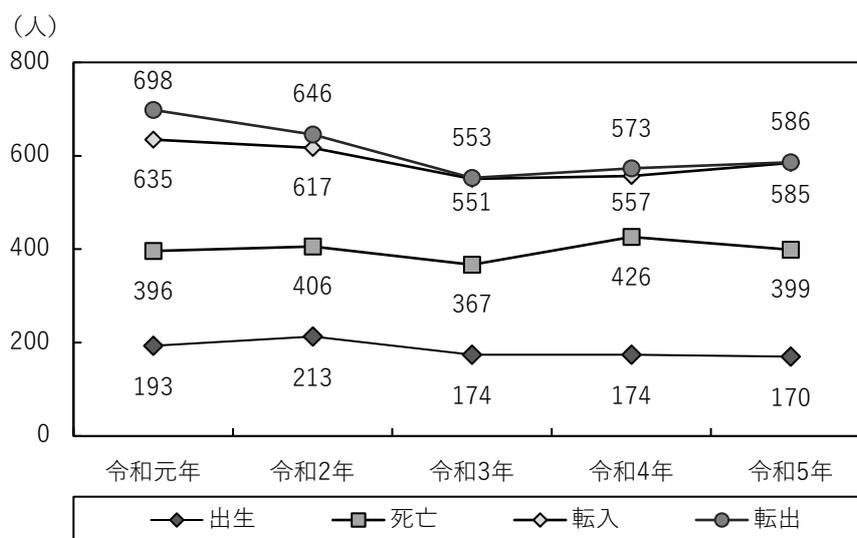
※小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、合計 100%にならない場合がある  
※平成 15 年の数値は吉備町、金屋町、清水町を合算したもの  
資料：住民基本台帳

## (2) 人口動態の状況

### ① 自然動態・社会動態の推移

近年の人口動態の推移をみると、自然動態は減少が続く一方で、社会動態は増減を繰り返しています。出生数は令和3年以降減少傾向にあり、令和5年には170人となっています。一方で、死亡数は出生数を毎年上回っており、自然減となっています。転入数・転出数はともに500～600人前後で推移しています。

### ■ 自然動態・社会動態の推移



(単位: 人)

	自然動態			社会動態		
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減
令和元年	193	396	-203	635	698	-63
令和2年	213	406	-193	617	646	-29
令和3年	174	367	-193	551	553	-2
令和4年	174	426	-252	557	573	-16
令和5年	170	399	-229	585	586	-1
令和6年	78	226	-148	299	400	-101

※令和6年は1月～6月の合計値

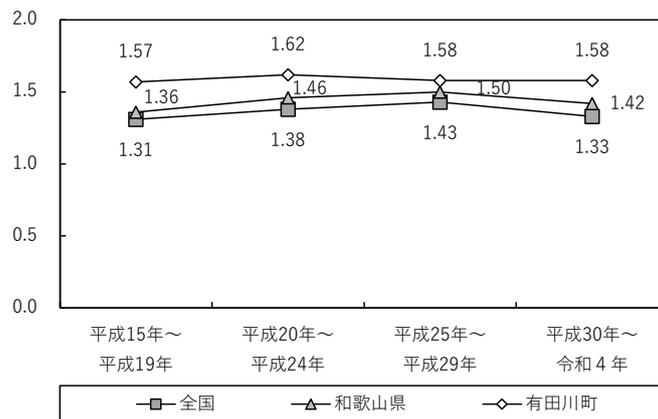
資料: 有田川町

## ②合計特殊出生率※の推移

合計特殊出生率の推移をみると、ほぼ横ばいで推移しています。県や全国と比較すると、高い傾向にあります。

※合計特殊出生率：一人の女性が一生の間に出産する子どもの人数。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

### ■合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計

## (3) 婚姻・離婚などの状況

### ①性別・年齢階級別未婚率の推移

本町の性別・年齢階級別未婚率の推移をみると、男性・女性とも未婚率は年々上昇しています。35～39歳の未婚率は平成12年と比べ、男性で12.0ポイント、女性で9.1ポイント高くなっています。また、男性・女性ともに令和2年の20～24歳の階級以外、全国平均を下回って推移しています。

### ■性別・年齢階級別未婚率の推移

(単位：%)

性別	区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
男性	20～24歳	有田川町	85.9	88.5	88.0	92.6	90.4
		全国	92.9	93.4	91.4	95.0	88.5
	25～29歳	有田川町	60.2	59.7	65.8	62.3	64.7
		全国	69.3	71.4	69.2	72.7	65.4
	30～34歳	有田川町	32.0	37.4	38.7	40.5	38.9
		全国	42.9	47.1	46.0	47.1	43.7
35～39歳	有田川町	17.5	24.7	26.6	26.5	29.5	
	全国	25.7	30.0	34.8	35.0	32.4	
女性	20～24歳	有田川町	82.4	82.3	84.3	87.4	88.9
		全国	87.9	88.7	87.8	91.4	87.1
	25～29歳	有田川町	40.5	47.4	53.0	55.0	50.4
		全国	54.0	59.2	58.9	61.3	58.2
	30～34歳	有田川町	17.7	18.2	25.1	29.4	29.7
		全国	26.6	32.0	33.9	34.6	33.6
	35～39歳	有田川町	8.4	11.5	12.1	18.8	17.5
		全国	13.8	18.4	22.7	23.9	22.8

※平成12年、17年の数値は吉備町、金屋町、清水町を合算したもの

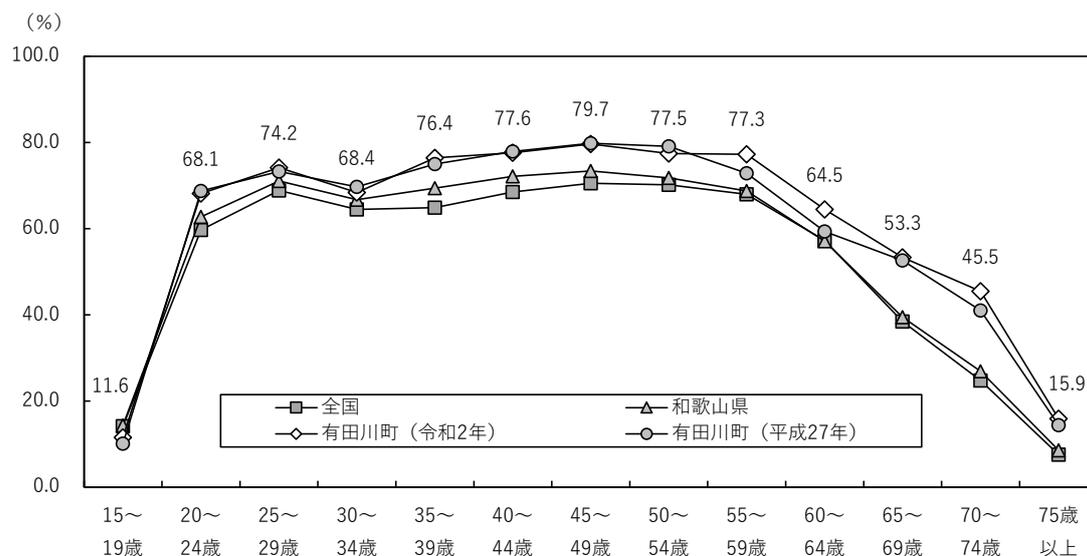
資料：国勢調査

## (4) 就労の状況

### ①年齢5歳階級別就業率の状況

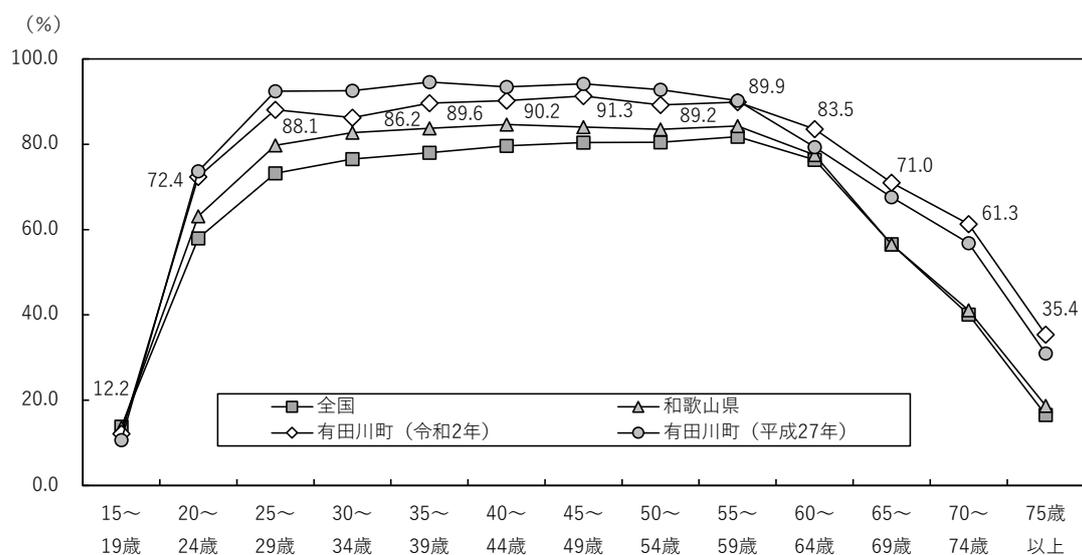
本町の女性の就業率を平成27年と令和2年で比較すると、20代後半と30代後半でやや上昇、55歳以上で上昇しており、ほとんどの年齢階級で全国、和歌山県を上回って推移しています。また、男性の就業率についても、15～19歳を除く年齢階級で全国、和歌山県を上回って推移しています。

#### ■年齢5歳階級別女性の就業率の推移及び全国・和歌山県との比較



資料：国勢調査

#### ■年齢5歳階級別男性の就業率の推移及び全国・和歌山県との比較



資料：国勢調査

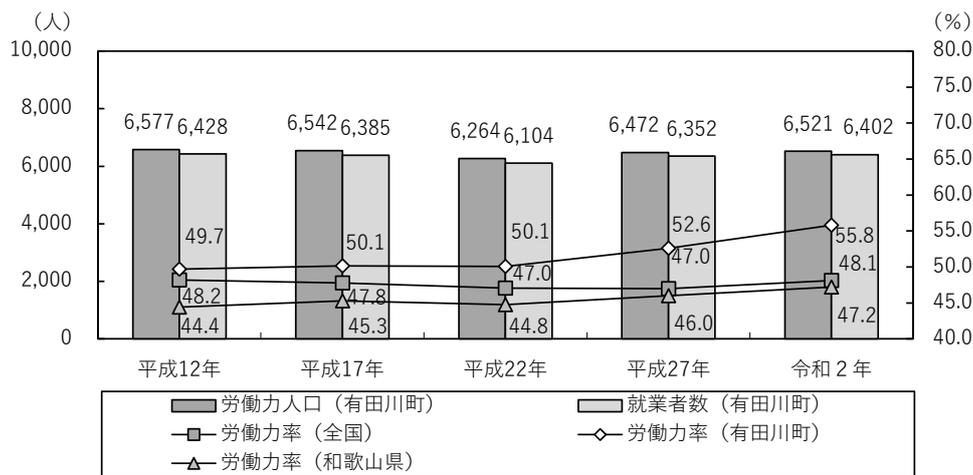
## ②労働力人口※の推移

女性の労働力人口をみると、本町の労働力人口・就業者数ともに平成12年から平成22年にかけて減少していましたが、平成27年から令和2年にかけては増加しています。労働力率では、全国、和歌山県を上回って推移しています。

男性の労働力人口をみると、本町の労働力人口・就業者数ともに平成12年以降減少しています。労働力率では、全国、和歌山県を上回って推移しています。

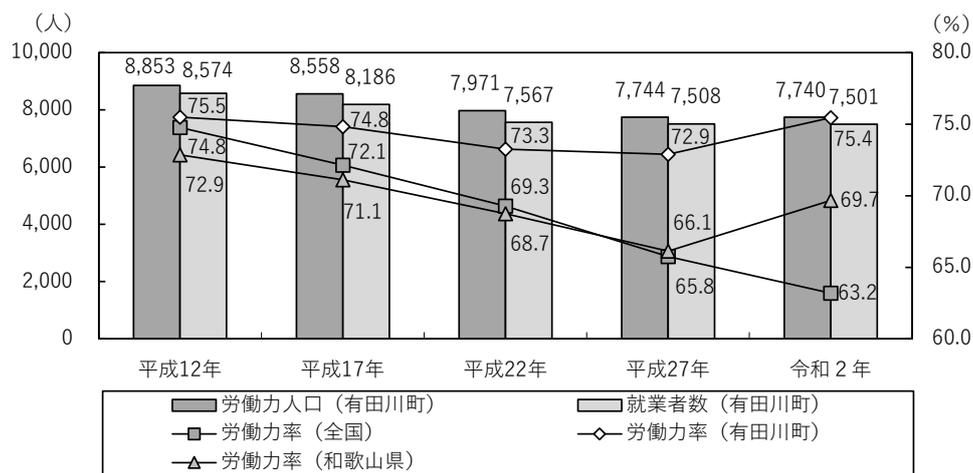
※労働力人口：15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口のこと

### ■女性の労働力人口の推移



※平成12年、17年の数値は吉備町、金屋町、清水町を合算したもの  
資料：国勢調査

### ■男性の労働力人口の推移



※平成12年、17年の数値は吉備町、金屋町、清水町を合算したもの  
資料：国勢調査

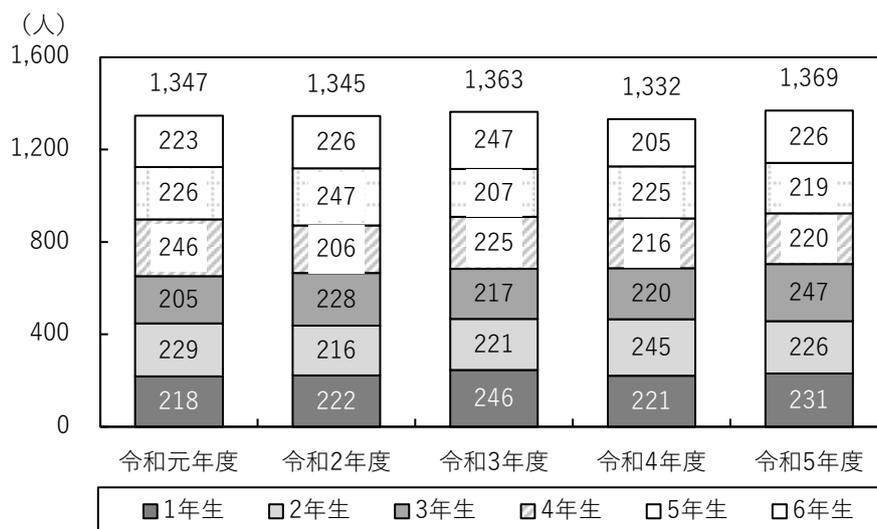
## (5) 児童・生徒数の推移

### ① 小学校児童数の推移

小学校児童数は、令和元年度以降、増減を繰り返しており、令和5年度には、町内全体で1,369人となっています。学年別にみると、どの学年も同程度の人数となっています。

学校別にみると、藤並小学校に児童の半数近くが通っていることがわかります。

#### ■ 学年別児童数の推移



資料：有田川町

#### ■ 学校別児童数の推移

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
藤並小学校	609	630	645	648	662
田殿小学校	135	117	112	102	98
御霊小学校	277	275	300	308	343
石垣小学校	58	55	56	49	51
鳥屋城小学校	142	136	137	125	126
小川小学校	52	55	52	44	38
西ヶ峯小学校	4	4			
八幡小学校	61	66	55	52	47
安諦小学校	9	7	6	4	4
合計	1,347	1,345	1,363	1,332	1,369

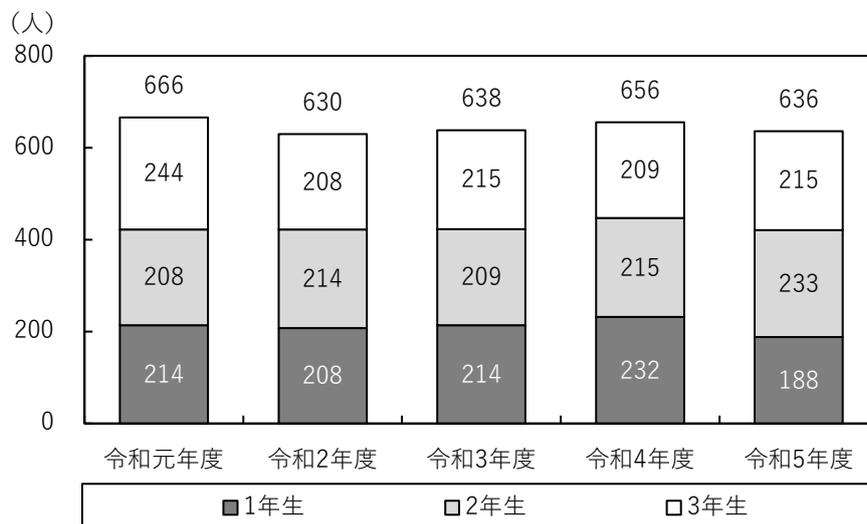
※西ヶ峯小学校は令和3年度より休校

資料：有田川町

## ②中学校生徒数の推移

中学校生徒数は、令和元年度以降、増減を繰り返しており、令和5年度には636人となっています。学校別にみると、半数以上の生徒が吉備中学校に通っていることがわかります。

### ■学年別生徒数の推移



資料：有田川町

### ■学校別生徒数の推移

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
吉備中学校	483	457	471	495	491
石垣中学校	32	27	33	31	29
金屋中学校	117	112	99	100	88
八幡中学校	34	34	35	30	28
合計	666	630	638	656	636

資料：有田川町

## 2 ニーズ調査結果の概要

### (1) ニーズ調査の概要

調査の目的	本調査は、「子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、保育ニーズや有田川町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、今後の要望・意見などを把握することを目的に実施しました。
調査設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象地域:有田川町全域</li> <li>・調査対象者:有田川町内在住の就学前児童及び小学生児童の保護者</li> <li>・調査期間:令和6年3月5日～令和6年3月22日</li> <li>・調査方法:保育所、小学校などへの配布、回収(在宅の就学前児童には郵送配布・郵送回収)</li> </ul>

調査種類	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	800件	599件	74.9%
小学生児童調査	800件	695件	86.9%
合計	1,600件	1,294件	80.9%

### ニーズ調査結果の見方

- 本文中では、就学前保護者の回答結果を「就学前児童」、小学生保護者の回答結果を「小学生児童」と表記しています。
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から一つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本計画書内の分析文、グラフ、表においても同様です。
- 複数回答(複数の選択肢から二つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N(number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

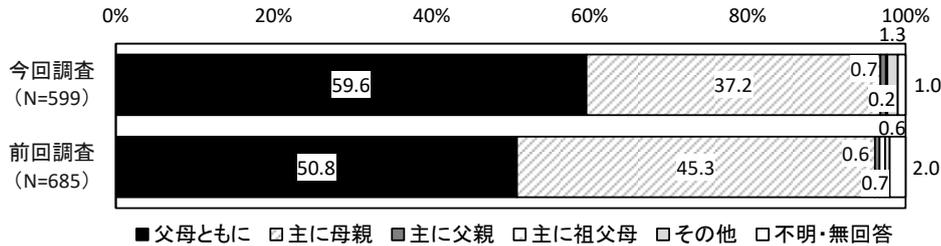
## (2) 調査結果の概要

### お子さんご家族の状況について

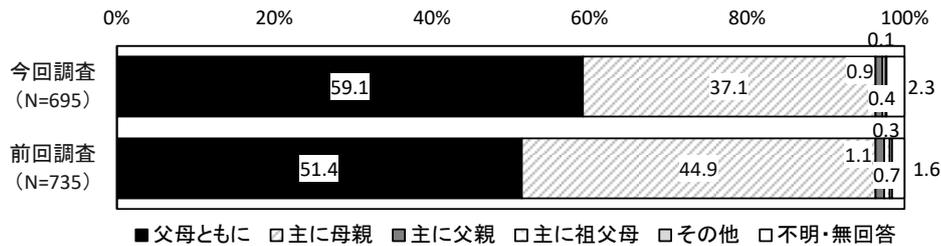
#### ①子育てを主に行っている方〈単数回答〉

子育てを主に行っている方についてみると、就学前児童・小学生児童ともに「父母ともに」が最も高くなっています。前回調査(平成 31 年3月に実施)と比較すると、就学前児童・小学生児童ともに「父母ともに」が増加しています。一方、「主に母親」の割合が減少し、両親で子育てを行っている家庭が増えていることがうかがえます。

##### 【就学前児童】

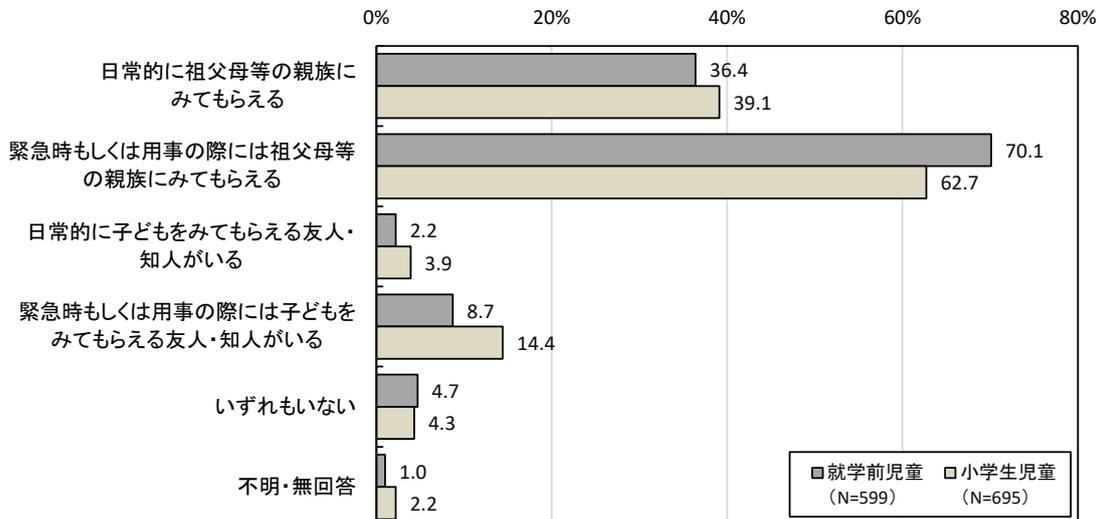


##### 【小学生児童】



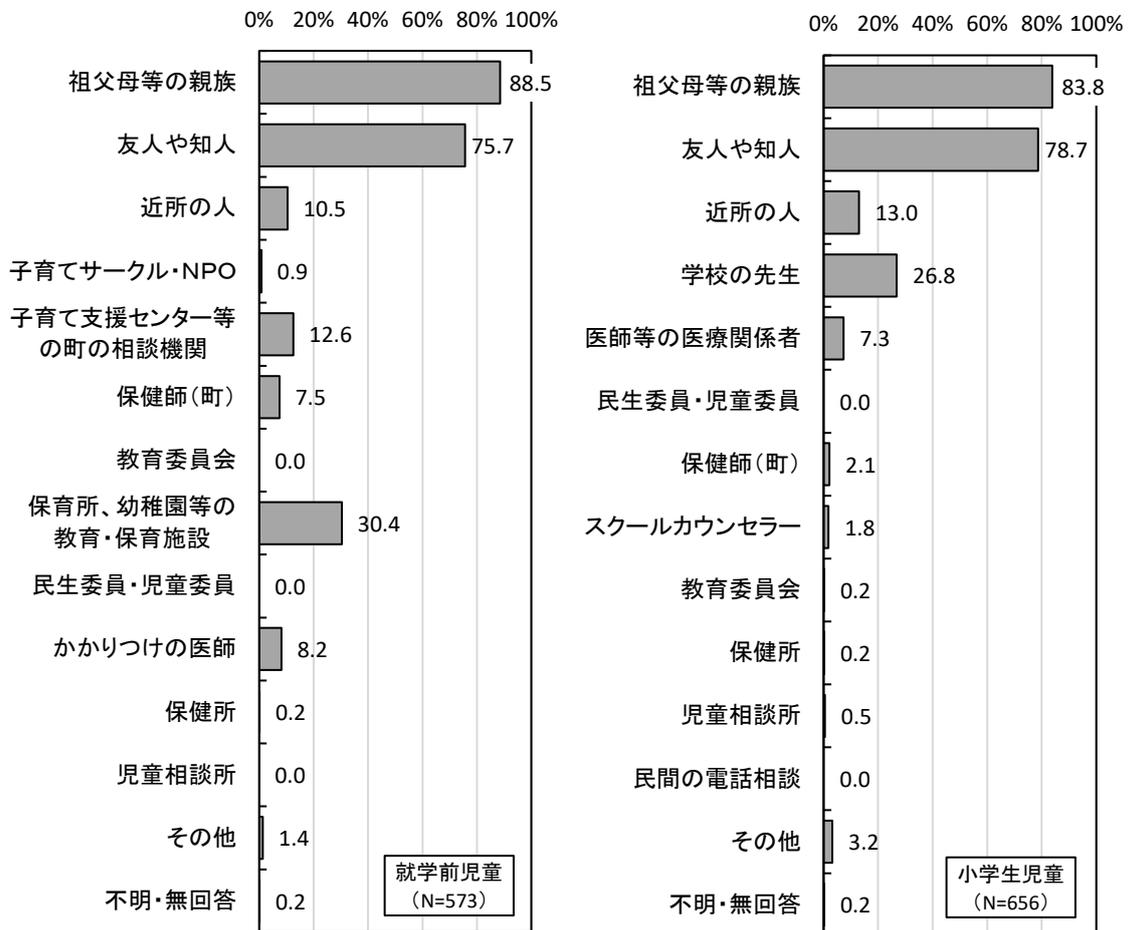
#### ②日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〈複数回答〉

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、就学前児童・小学生児童ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高くなっています。次いで、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」となっており、祖父母等の親族が身近にいる状況がうかがえます。



### ③子育てについて、気軽に相談できる人や場所〈複数回答〉

子育てについて、気軽に相談できる人や場所についてみると、就学前児童・小学生児童ともに「祖父母等の親族」「友人や知人」が高くなっています。次いで、就学前児童では「保育所、幼稚園等の教育・保育施設」、小学生児童では「学校の先生」となっています。



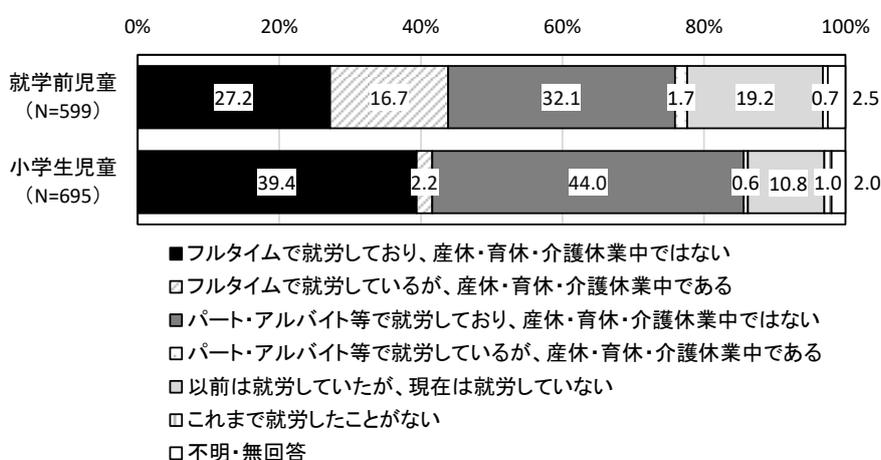
## 保護者の就労状況について

### ④保護者の就労状況〈単数回答〉

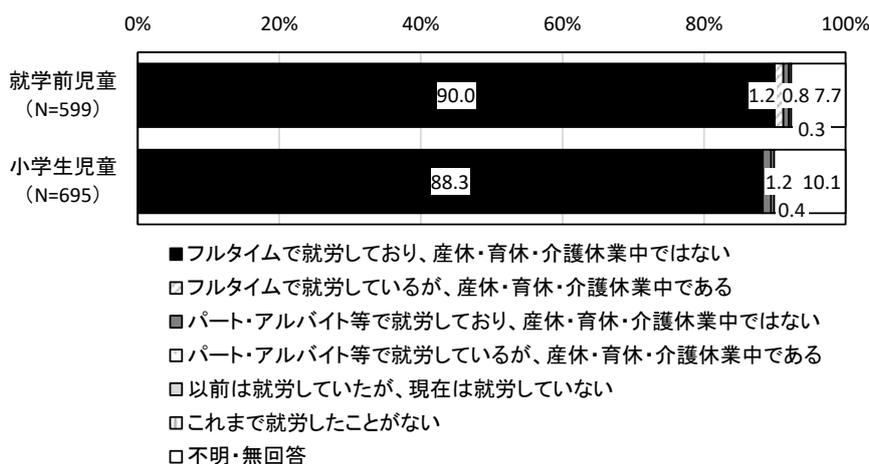
保護者の就労状況についてみると、母親では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が就学前児童で 32.1%、小学生児童で 44.0%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が就学前児童で 27.2%、小学生児童で 39.4%となっています。

父親では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が就学前児童で 90.0%、小学生児童で 88.3%と最も高くなっています。

#### 【母親】



#### 【父親】



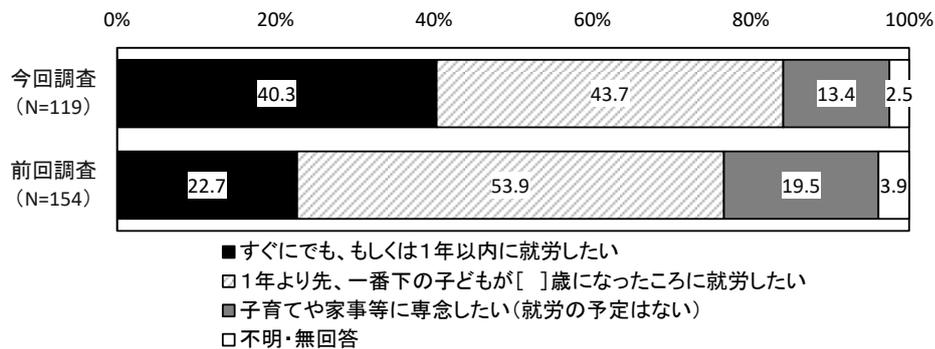
⑤現在就労していない保護者の就労希望（就学前児童）〈単数回答〉

現在就労していない母親の就労希望についてみると、「1年より先、一番下の子どもが[ ]歳になったころに就労したい」が43.7%と最も高くなっています。また、前回調査と比較すると、今後の就労意向のある母親（「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」と「1年より先、一番下の子どもが[ ]歳になったころに就労したい」の合計）が7.4ポイント高くなっており、就労意向を持つ母親が増加していることがうかがえます。

就労を希望する末子の年齢では「3歳」が44.2%と最も高くなっています。前回調査と比較すると2.8ポイント減少しているものの、高い割合となっています。

父親では、回答数が少ないため割愛しています。

【母親の就労希望（就学前児童）】



【母親の就労希望時の末子の年齢】

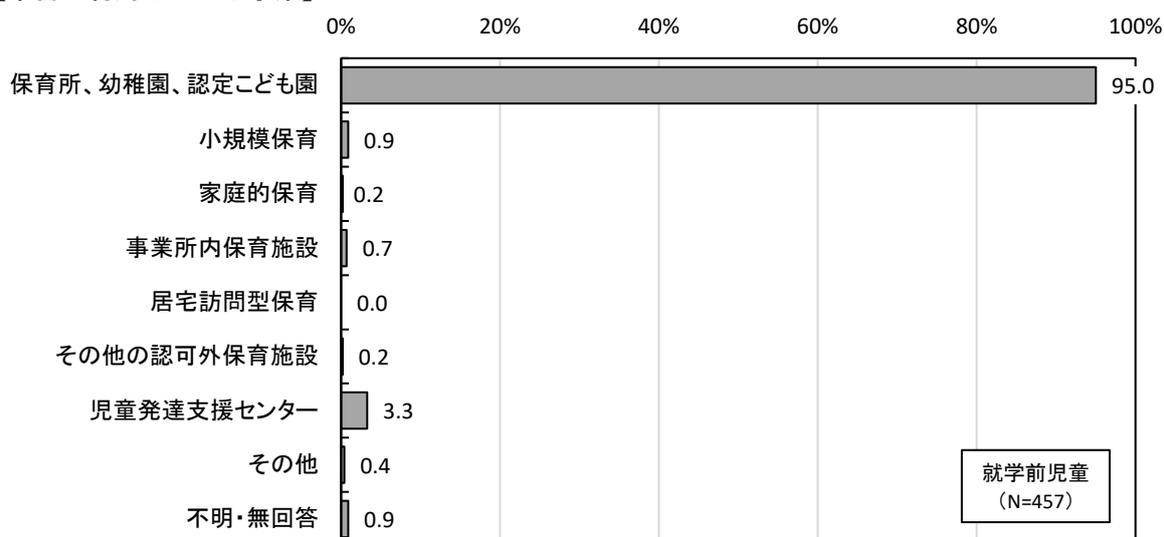
【母親】 就労希望時の 末子の年齢	今回調査 (N=52)		前回調査 (N=83)	
	件数	%	件数	%
1歳	9	17.3	5	6.0
2歳	3	5.8	13	15.7
3歳	23	44.2	39	47.0
4歳	8	15.4	15	18.1
5歳	1	1.9	2	2.4
6歳	3	5.8	1	1.2
7歳	2	3.8	2	2.4
8歳	1	1.9	1	1.2
9歳	0	0.0	1	1.2
10歳	1	1.9	0	0.0
11歳	0	0.0	0	0.0
12歳	0	0.0	2	2.4
13歳以上	0	0.0	0	0.0
不明・無回答	1	1.9	2	2.4

## 平日の定期的な教育・保育の利用状況・利用希望について

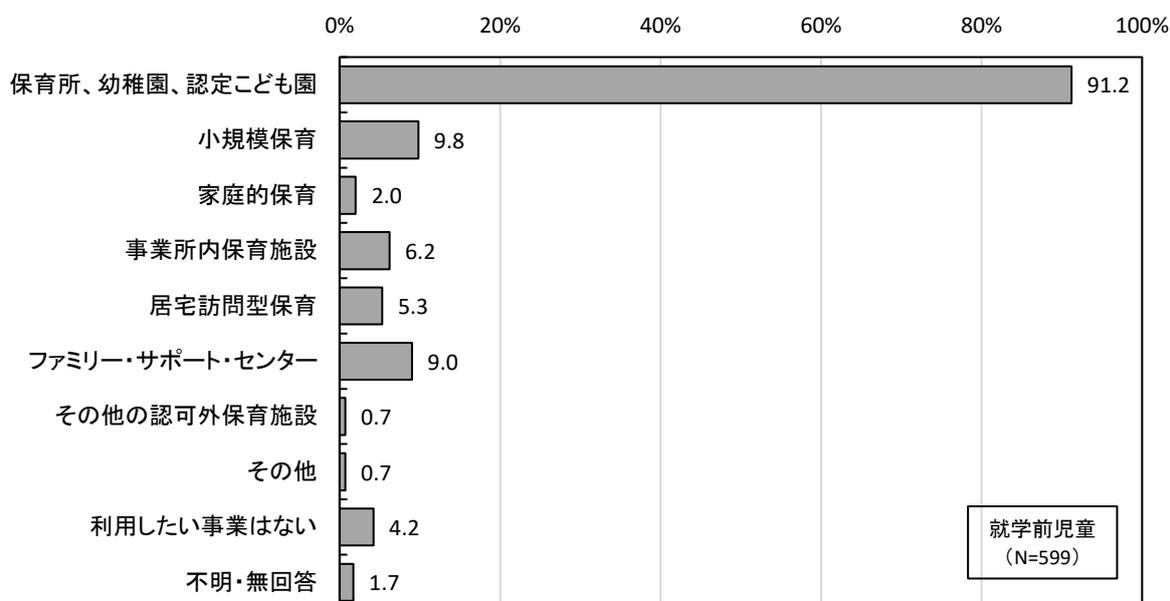
### ⑥平日に利用している事業、今後利用したい事業（就学前児童）〈複数回答〉

平日に利用している事業についてみると、「保育所、幼稚園、認定こども園」が95.0%と最も高くなっています。また、今後利用したい事業については、「保育所、幼稚園、認定こども園」が91.2%と最も高く、次いで「小規模保育」が9.8%となっています。

#### 【平日に利用している事業】



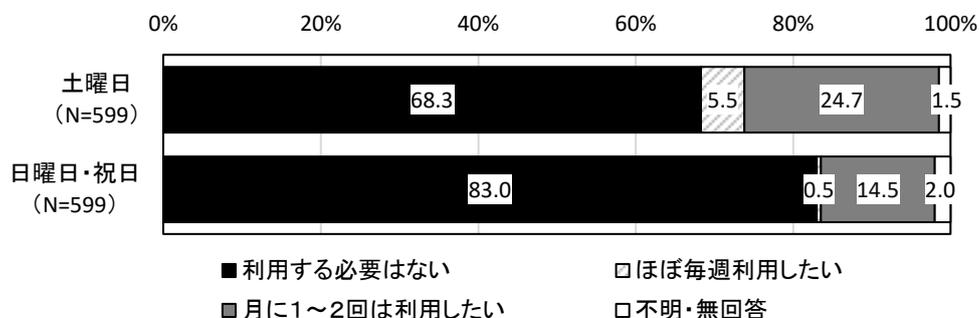
#### 【今後利用したい事業】



## 土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育の利用希望について

### ⑦土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育の利用希望（就学前児童）〈単数回答〉

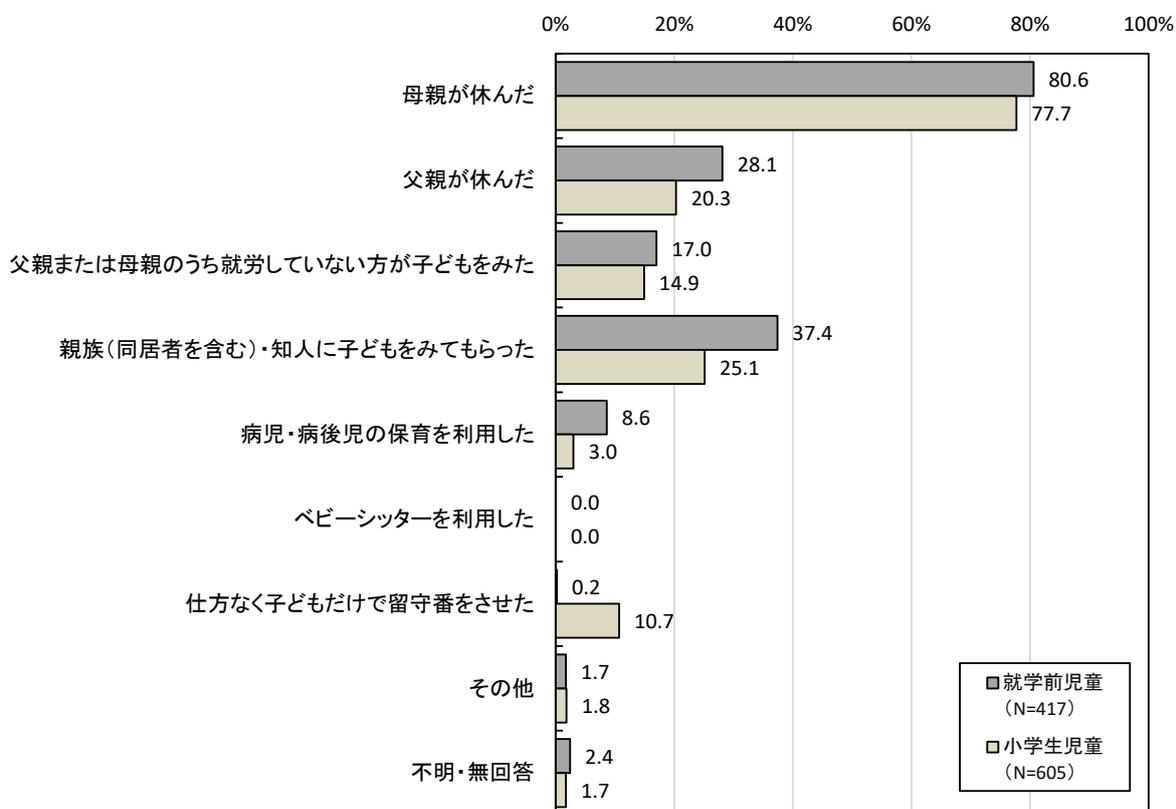
土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育の利用希望についてみると、「利用する必要はない」が土曜日、日曜日・祝日ともに最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」となっています。



## 病気の際の対応について

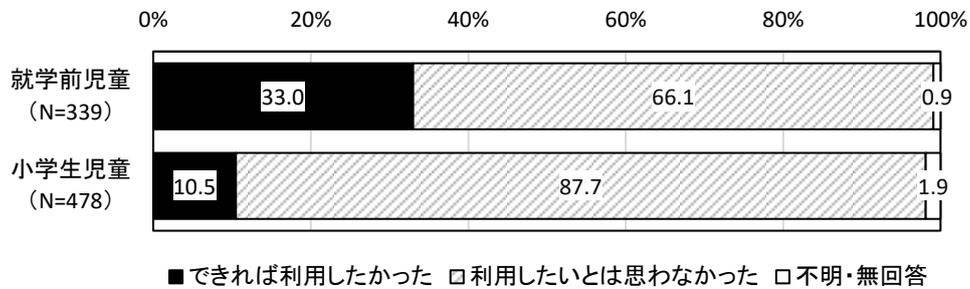
### ⑧子どもが病気やけがで普段利用している保育所（園）や学校等を利用できなかった場合の、この1年間の対処方法〈複数回答〉

病気やけがで普段利用している保育所（園）や学校等を利用できなかった場合の対処方法についてみると、「母親が休んだ」が就学前児童・小学生児童ともに最も高く、次いで「親族（同居者を含む）・知人に子どもをみてもらった」となっています。



⑨母親または父親が休んだ方で、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったか〈単数回答〉

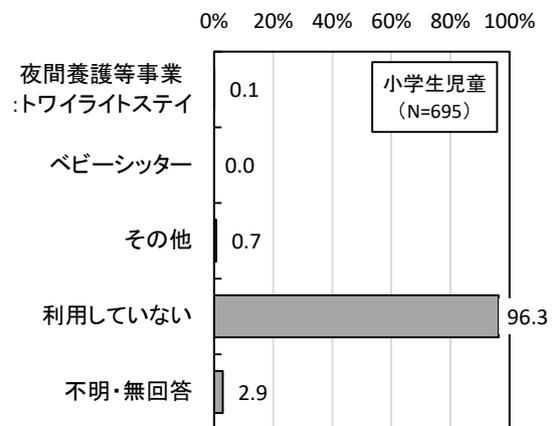
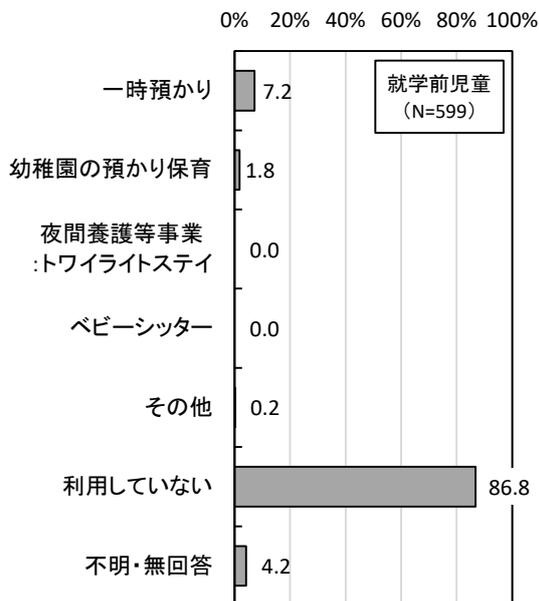
母親または父親が休んだ方で、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったかについてみると、「できれば利用したかった」が就学前児童で 33.0%、小学生児童で 10.5%、「利用したいとは思わなかった」が就学前児童で 66.1%、小学生児童で 87.7%となっています。



不定期の教育・保育や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

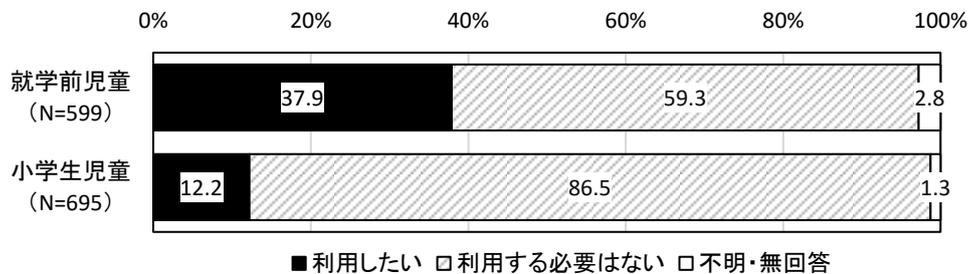
⑩保護者の私用や通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業〈複数回答〉

保護者の私用や通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業についてみると、就学前児童で「一時預かり」が 7.2%となっています。



⑪保護者の私用や通院、不定期の就労等の目的で不定期に預かり等の事業を利用したいか〈単数回答〉

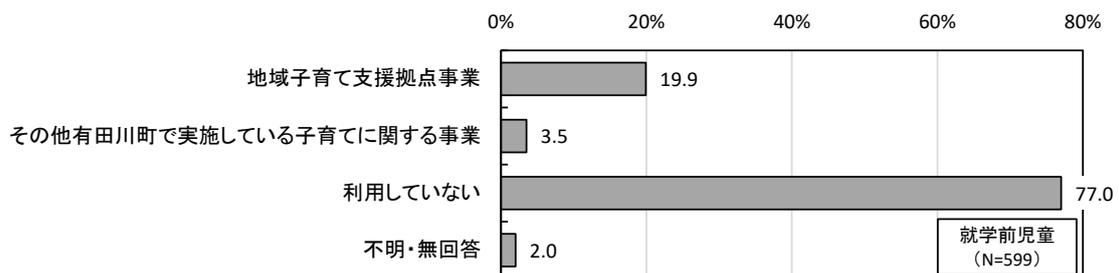
保護者の私用や通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用したい事業についてみると、「利用したい」が就学前児童で37.9%、小学生児童で12.2%、「利用する必要はない」が就学前児童で59.3%、小学生児童で86.5%となっています。



地域の子育て支援事業の利用状況について（就学前児童）

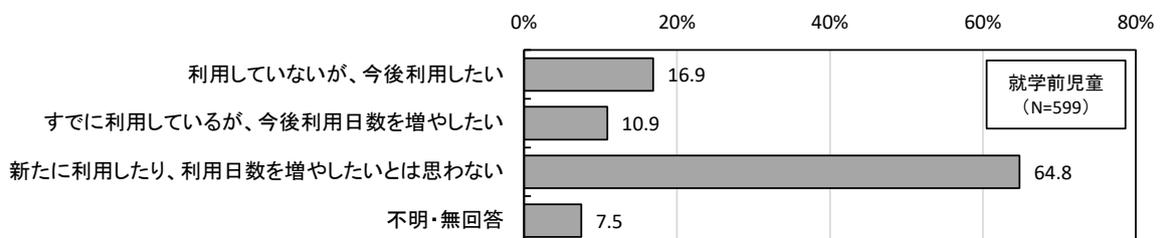
⑫地域子育て支援拠点事業の利用状況〈複数回答〉

地域子育て支援拠点事業の利用状況についてみると、「利用していない」が77.0%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業」が19.9%となっています。



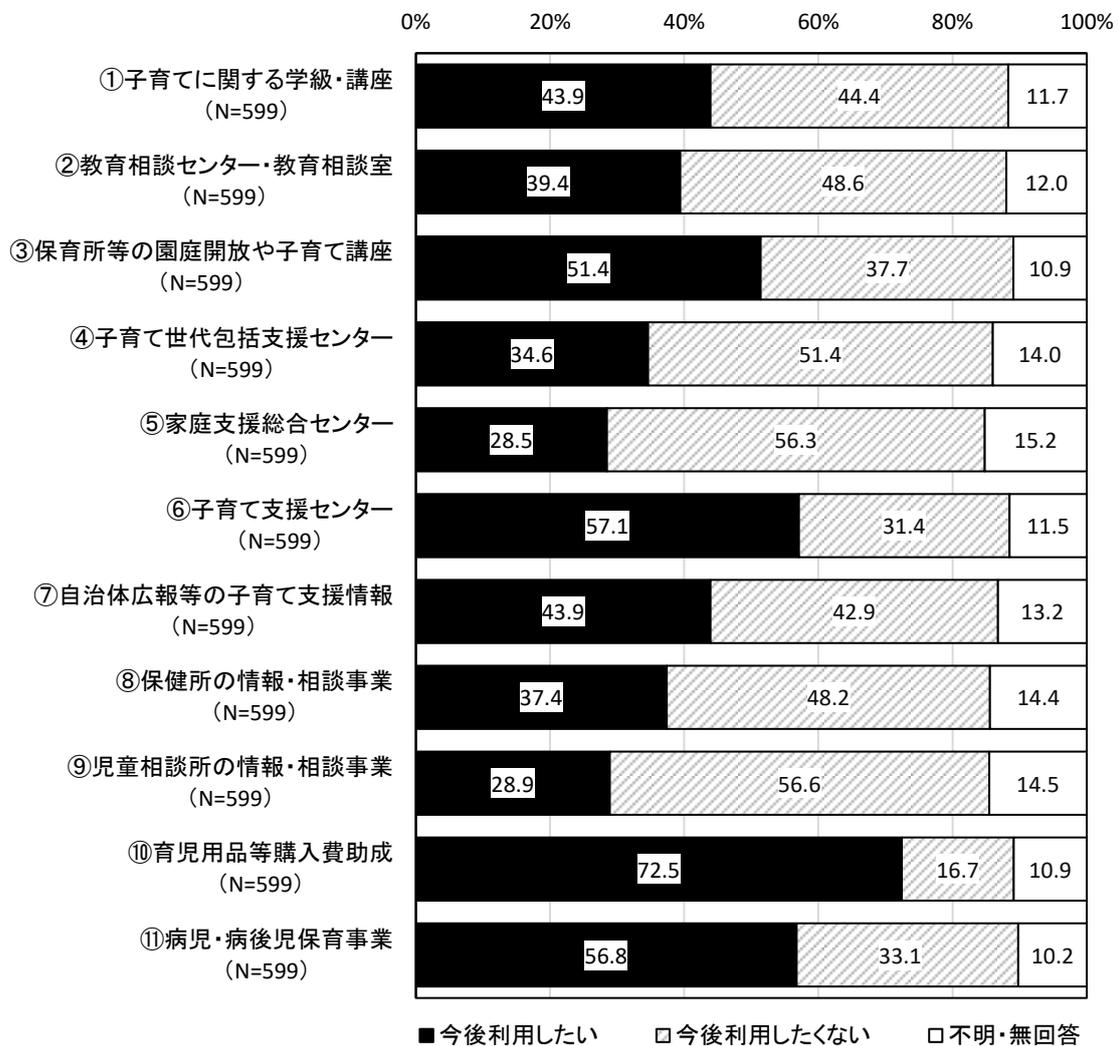
⑬地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向〈単数回答〉

地域子育て支援拠点事業の利用意向についてみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が64.8%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が16.9%となっています。



⑭子育て支援事業の利用意向〈単数回答〉

子育て支援事業の利用意向についてみると、「今後利用したい」は「⑩育児用品等購入費助成」で72.5%と最も高く、次いで「⑥子育て支援センター」で57.1%となっています。

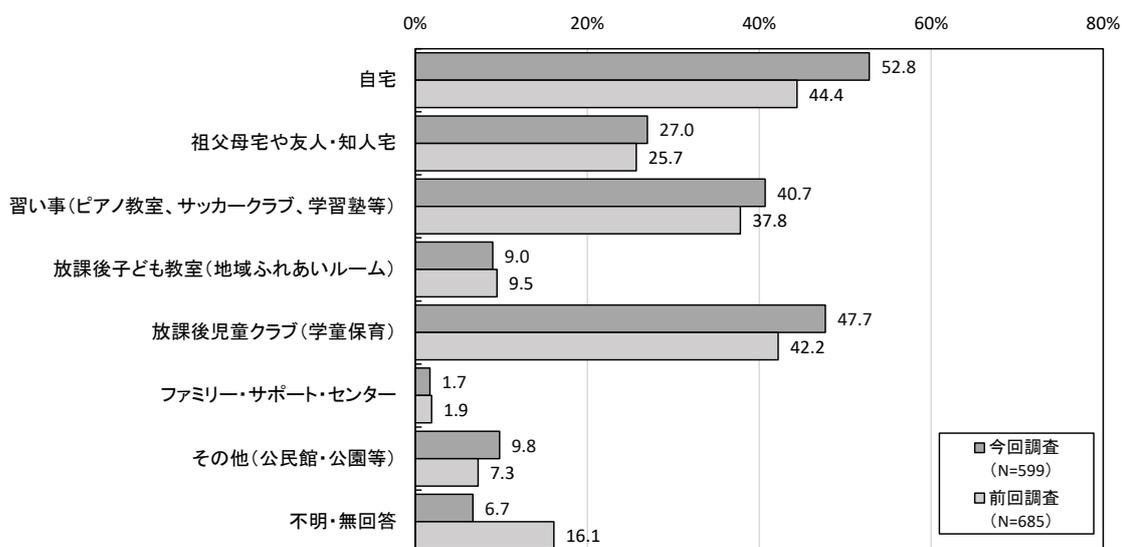


## 小学校就学後の放課後の過ごし方について（就学前児童）

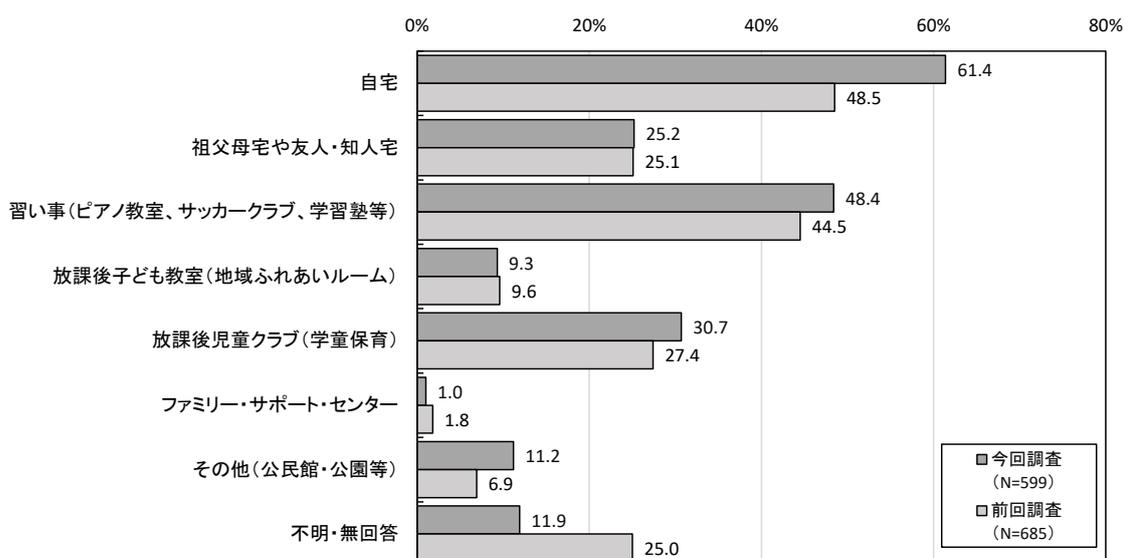
### ⑮ 小学校就学後の放課後（平日の小学校終了後）に過ごさせたい場所〈複数回答〉

小学校就学後の放課後（平日の小学校終了後）に過ごさせたい場所についてみると、低学年・高学年ともに「自宅」が最も高くなっています。また、前回調査と比較すると、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が高くなっており、「放課後子ども教室（地域ふれあいルーム）」「ファミリー・サポート・センター」の割合が減少しています。

#### 【小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所（低学年）】

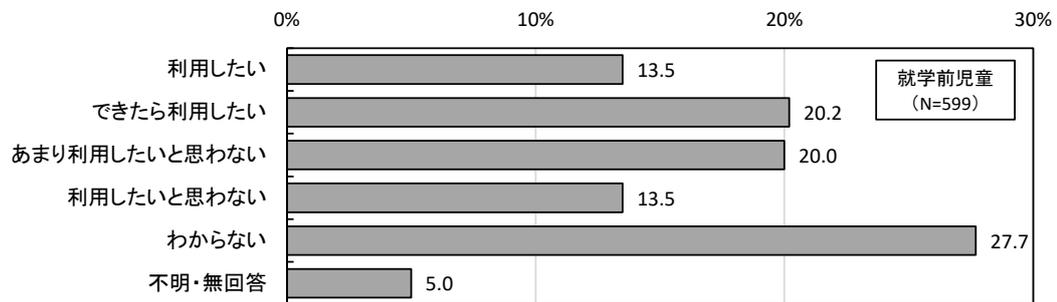


#### 【小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所（高学年）】



⑩ファミリー・サポート・センターの利用希望〈単数回答〉

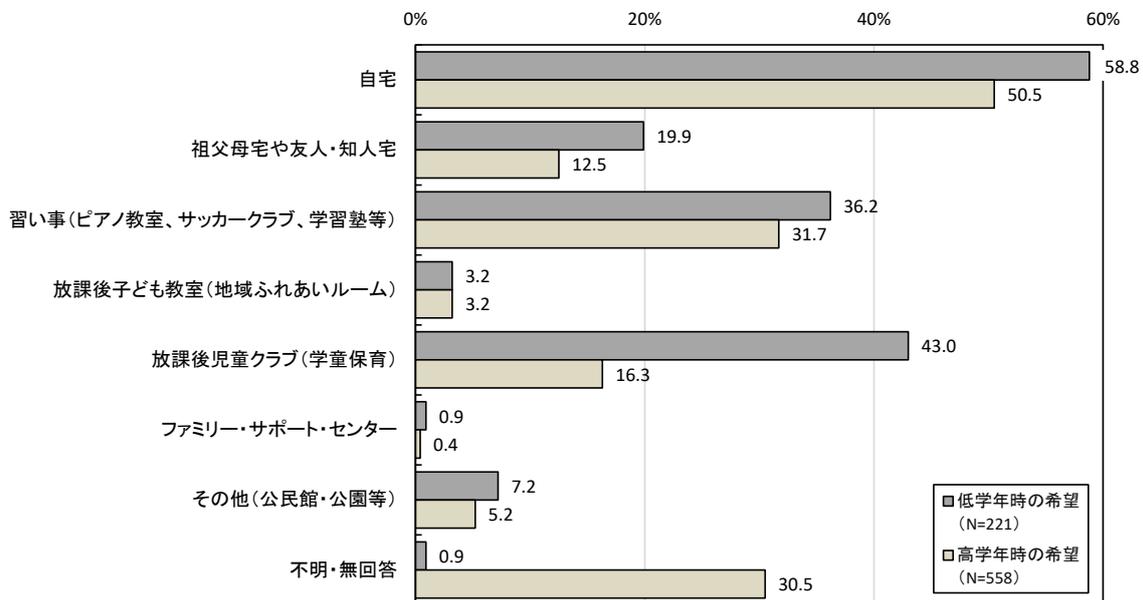
ファミリー・サポート・センターの利用希望についてみると、「わからない」が27.7%と最も高く、次いで「できたら利用したい」が20.2%となっています。



放課後の過ごし方について (小学生児童)

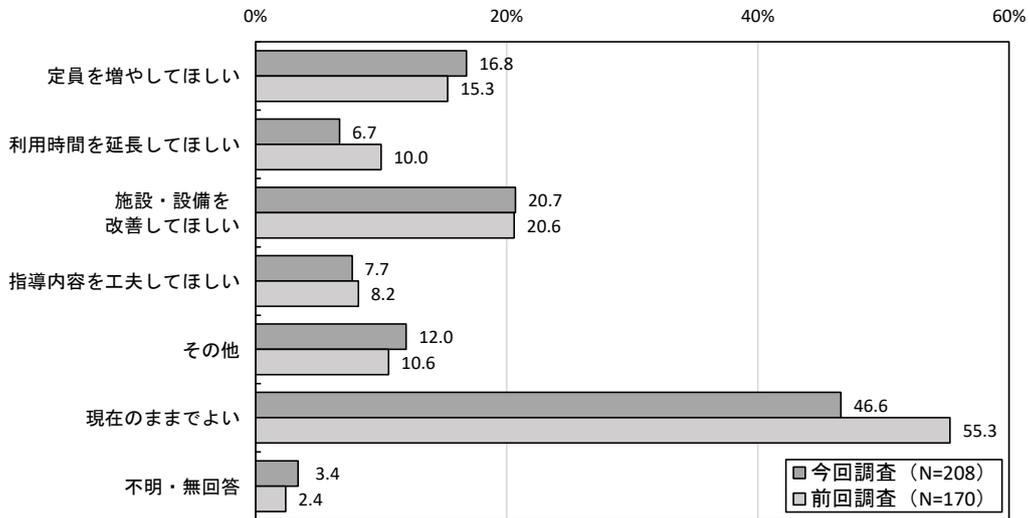
⑪放課後 (平日の小学校終了後) に過ごさせたい場所〈複数回答〉

放課後(平日の小学校終了後)に過ごさせたい場所についてみると、低学年時の希望・高学年時の希望ともに「自宅」が最も高くなっています。次いで低学年時の希望で「放課後児童クラブ(学童保育)」が43.0%、高学年時の希望で「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)」が31.7%となっています。



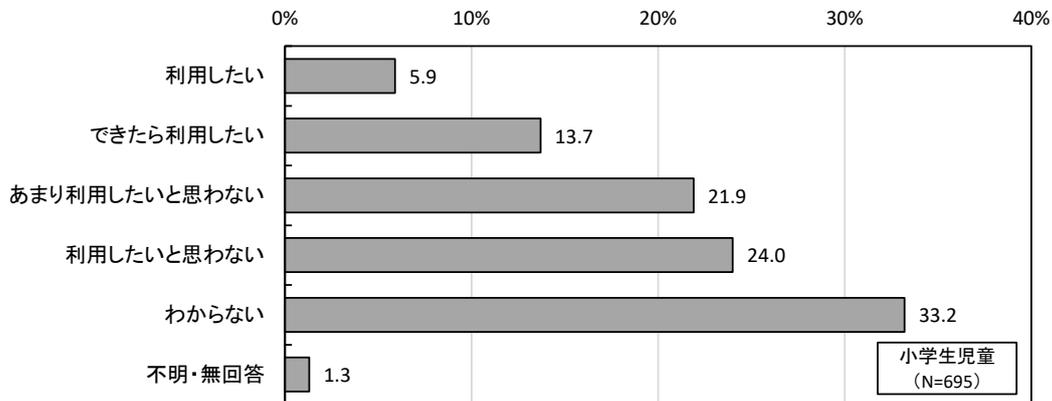
⑱放課後児童クラブに対して感じていること〈複数回答〉

放課後児童クラブに対して感じていることについてみると、「現在のままでよい」が46.6%と最も高くなっています。また、前回調査と比較すると、「定員を増やしてほしい」が1.5ポイント高くなっており、「利用時間を延長してほしい」「指導内容を工夫してほしい」「現在のままでよい」は低くなっています。



⑲ファミリー・サポート・センターの利用希望〈単数回答〉

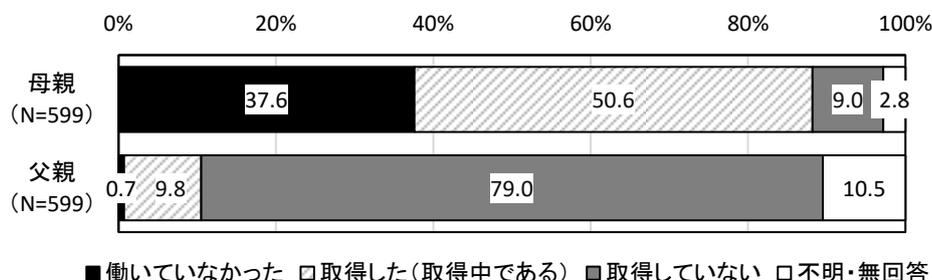
ファミリー・サポート・センターの利用希望についてみると、「わからない」が32.2%と最も高く、次いで「利用したいと思わない」が24.0%となっています。



## 子育てと仕事の両立について（就学前児童）

### ⑩子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況〈単数回答〉

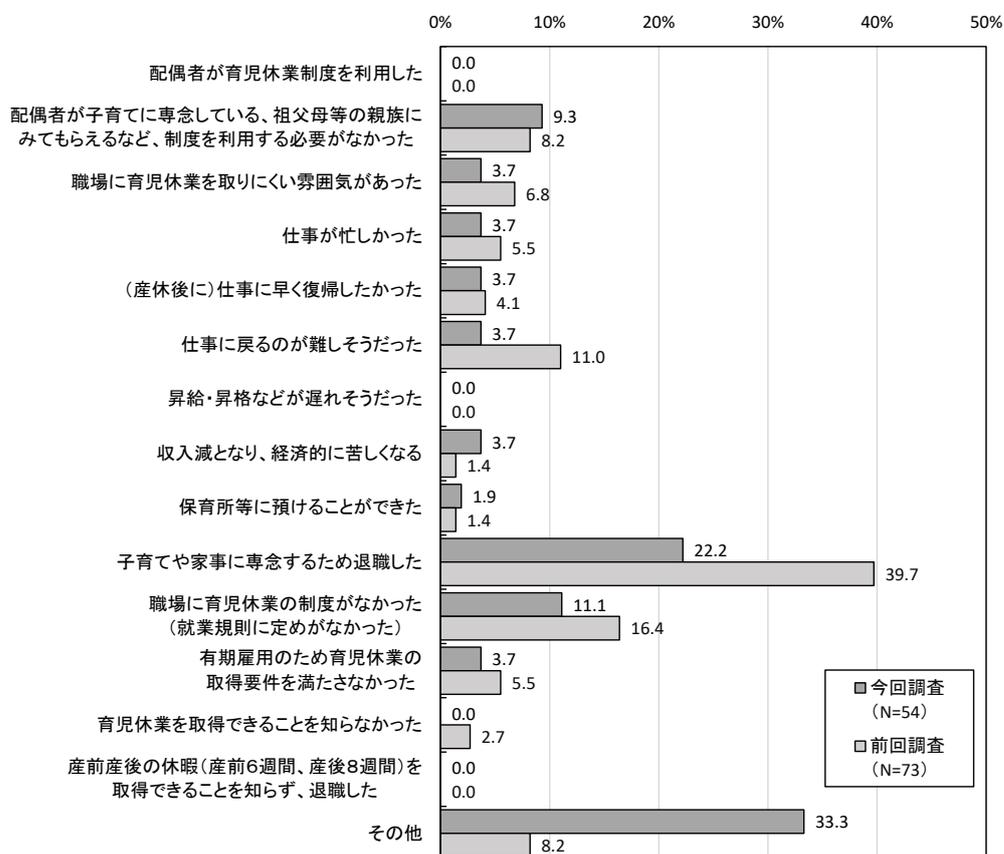
子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況についてみると、母親では「取得した(取得中である)」が50.6%、父親では「取得していない」が79.0%と最も高くなっています。



### ⑪育児休業を取得していない理由〈複数回答〉

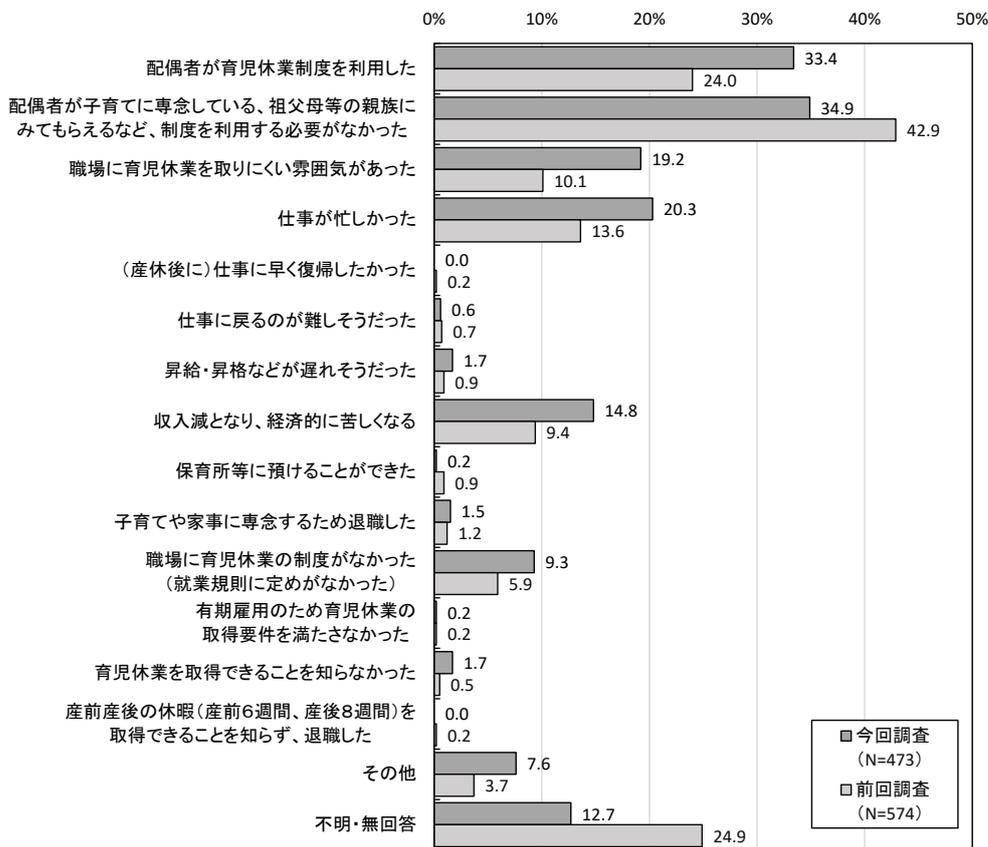
母親で育児休業を取得していない理由についてみると、「子育てや家事に専念するため退職した」が22.2%と最も高くなっています。また、前回調査と比較すると、「子育てや家事に専念するため退職した」が17.5ポイント、「仕事に戻るのが難しそうだった」が7.3ポイント、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」が5.3ポイント低くなっています。働きながら子育てができる環境の整備が進んでいることがうかがえます。

#### 【育児休業を取得していない理由（母親）】



父親で育児休業を取得していない理由についてみると、「配偶者が子育てに専念している、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 34.9%と最も高くなっています。また、前回調査と比較すると、「配偶者が子育てに専念している、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 8.0 ポイント低くなっています。一方、多くの項目で前回調査より割合が高くなっています。

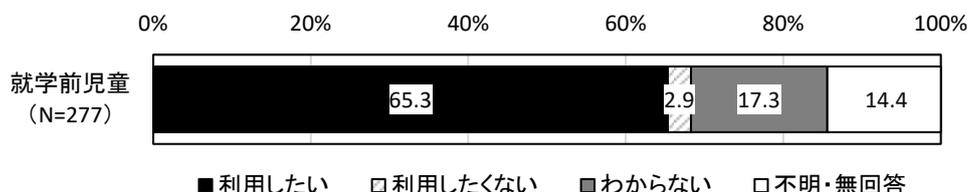
【育児休業を取得していない理由（父親）】



## 子育て支援全般について

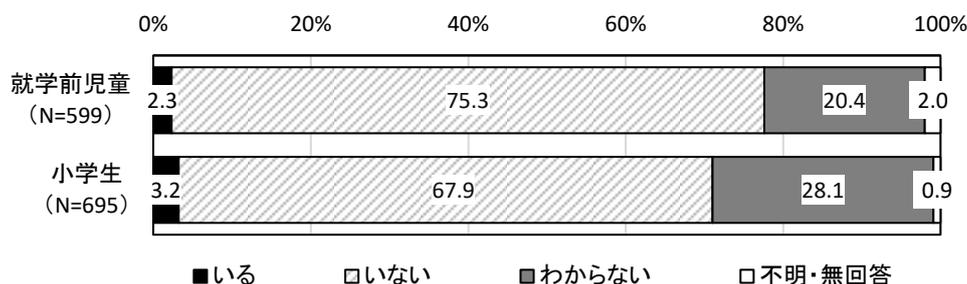
### ②こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の利用希望（お子さんが令和5年4月1日時点で3歳未満の方）〈単数回答〉

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の利用希望についてみると、「利用したい」が65.3%と最も高く、次いで「わからない」が17.3%となっています。



### ③ヤングケアラーと思われる子どもがいるか〈単数回答〉

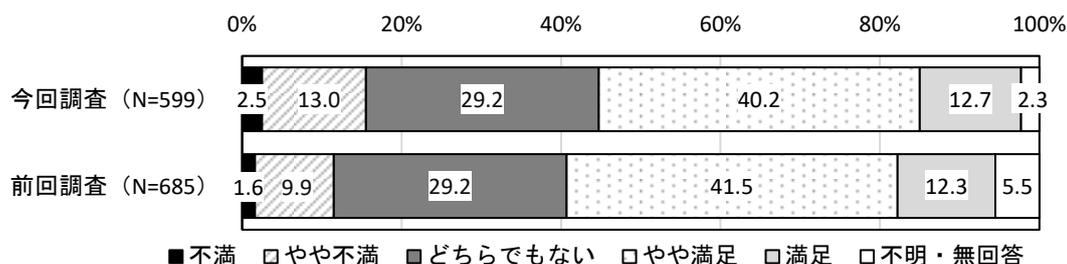
ヤングケアラーと思われる子どもがいるかについてみると、「いない」が就学前児童で75.3%、小学生児童で67.9%と最も高く、次いで「わからない」が就学前児童で20.4%、小学生児童で28.1%となっています。



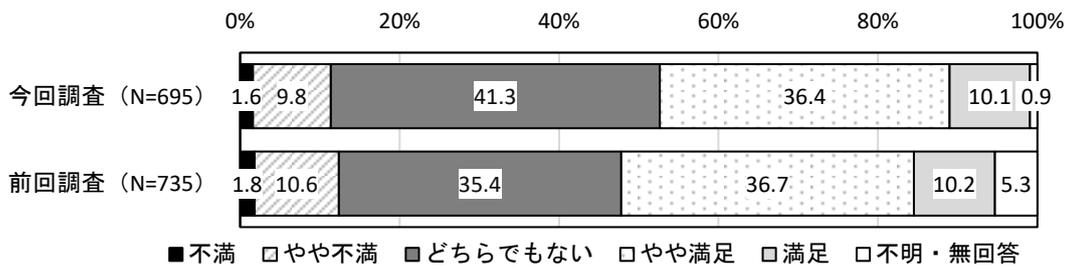
### ④居住地域における子育て環境や支援への満足度〈単数回答〉

子育て環境や支援への満足度についてみると、就学前児童では「やや満足」が40.2%と最も高く、小学生児童では「どちらでもない」が41.3%と最も高くなっています。また、前回調査と比較すると、就学前児童では不満の割合（「不満」と「やや不満」の合計）が4.0ポイント増加しています。

#### 【就学前児童】

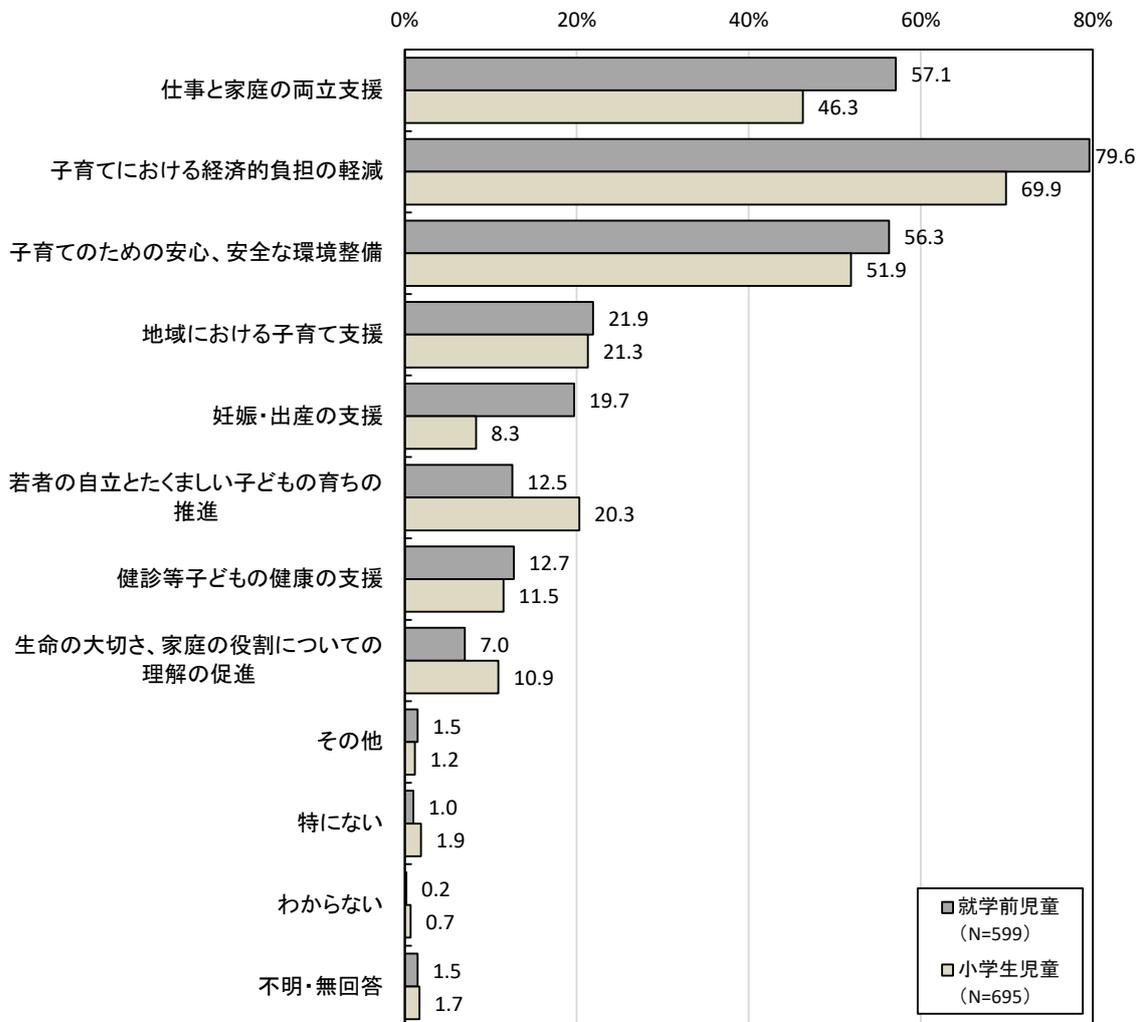


【小学生児童】



⑤望ましい子育て支援策〈複数回答〉

望ましい子育て支援策についてみると、就学前児童・小学生児童ともに「子育てにおける経済的負担の軽減」が最も高くなっています。また、「仕事と家庭の両立支援」「子育てのための安心、安全な環境整備」を望む回答も高くなっています。



### 3 第2期計画の評価

#### (1) 第2期計画の主な事業実績

##### ①教育・保育事業

##### ■教育事業〈1号認定〉

###### [実績の状況]

実績値は令和4年度までは増加していましたが、令和5年度は量の見込みを下回っています。

(単位：人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	13	21	19	19	18
	確保の内容	13	21	19	19	18
実績値		13	20	21	24	15

##### ■保育事業〈2号認定〉

###### [実績の状況]

実績値は令和3年度以降減少しており、いずれの年度も量の見込みを下回っています。

(単位：人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	600	641	588	580	557
	確保の内容	600	641	588	580	557
実績値		545	630	570	556	532

##### ■保育事業〈3号認定〉

###### [実績の状況]

実績値は令和3年度以降増加しており、いずれの年度も量の見込みを上回っています。

(単位：人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	190	191	202	199	196
	確保の内容	190	191	202	199	196
実績値		203	197	207	210	214

※教育事業・保育事業ともに、町内に住所がある児童の人数。町外の保育施設へ入所している人数を含む（広域利用）

## ②地域子ども・子育て支援事業

### ■延長保育事業

#### [実績の状況]

実績値は令和元年度以降増減を繰り返しており、いずれの年度も量の見込みを上回っています。

(単位：人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	223	256	248	244	237
	確保の内容	223	256	248	244	237
実績値		511	534	332	449	432

### ■放課後児童健全育成事業（低学年）

#### [実績の状況]

実績値は令和元年度以降増減を繰り返しており、令和6年度には量の見込みを上回っています。

(単位：人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	249	267	275	276	279	240
	確保の内容	249	267	275	276	279	240
実績値		247	263	270	292	274	252

### ■放課後児童健全育成事業（高学年）

#### [実績の状況]

実績値は令和元年度以降増減を繰り返しており、令和5年度以降量の見込みを上回っています。

(単位：人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	101	117	121	117	121	126
	確保の内容	101	117	121	117	121	126
実績値		110	81	96	85	126	139

### ■子育て短期支援事業

#### [実績の状況]

令和2年度・4年度・5年度に事業が利用されており、令和5年度の実績値は量の見込みを上回っています。

(単位：人日)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	0	21	20	20	19
	確保の内容	0	21	20	20	19
実績値		0	5	0	7	21

※人日：利用者数×利用日数の合計

## ■地域子育て支援拠点事業

### [実績の状況]

実績値は令和3年度以降量の見込みを大幅に上回っています。施設の環境整備により利用者が増えたこと、利用日が週4日から週5日に増えたことによるものと考えられます。

(単位：人回)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	4,173	3,959	4,095	4,023	3,959
	確保の内容	4,173	3,959	4,095	4,023	3,959
実績値		3,311	4,054	9,260	10,166	13,103

※人回：利用者数×利用回数の合計

## ■一時預かり事業（幼稚園での預かり保育）

### [実績の状況]

令和6年現在、本町では幼稚園を開設していないため、幼稚園での預かり保育は実施していません。

(単位：人日)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

※人日：利用者数×利用日数の合計

## ■一時預かり事業（子育て支援センター）

### [実績の状況]

実績値は令和3年度をピークに減少しており、いずれの年度も量の見込みを下回っています。

(単位：人日)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	1,214	1,595	1,465	1,444	1,387
	確保の内容	1,214	1,595	1,465	1,444	1,387
実績値		1,212	1,325	1,425	1,233	1,188

※人日：利用者数×利用日数の合計

## ■病児・病後児保育事業

### [実績の状況]

実績値は令和3年度・4年度に量の見込みを大きく下回っていましたが、令和5年度には増加しています。

(単位：人日)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	644	750	727	716	695
	確保の内容	644	750	727	716	695
実績値		716	717	389	261	654

※人日：利用者数×利用日数の合計

## ■ファミリー・サポート・センター事業

### [実績の状況]

令和6年度現在、本町では実施していません。

(単位：人日)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

※人日：利用者数×利用日数の合計

## ■妊婦健診事業

### [実績の状況]

実績値は令和元年度以降増減を繰り返しており、いずれの年度も量の見込みを上回っています。

(単位：人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	211	183	179	176	174
	確保の内容	211	183	179	176	174
実績値		233	198	184	186	189

## ■乳児家庭全戸訪問事業

### [実績の状況]

実績値は令和元年度以降増減を繰り返しており、令和2年度以降量の見込みを下回っています。

(単位：人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	152	186	183	179	176
	確保の内容	152	186	183	179	176
実績値		179	174	139	157	143

## ■養育支援訪問事業

### [実績の状況]

令和6年現在、本町では実施していません。

(単位：人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

## ■利用者支援事業

### [実績の状況]

令和元年度以降1か所で実施しています。

(単位：か所)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の内容	1	1	1	1	1	1
実績値		1	1	1	1	1	1

## ■実費徴収に係る補足給付を行う事業

### [実績の状況]

実績値は令和2年度以降増減を繰り返しながら推移しています。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値（人）		2	1	1	1	2
実績値（件）		12	12	6	12	24

## ■多様な主体の参入促進事業

### [実績の状況]

令和6年現在、本町では実施していません。

(単位：件)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値		0	0	0	0	0	0

## (2) 第2期計画の取り組み状況

### 1 子どもがのびのびと健やかに育つまち

#### (1) 地域子育て支援サービスの充実

事業名	第2期計画の取り組み状況
子育て相談、情報提供体制の充実	子育てに関する情報提供はアプリやガイドブック、ホームページなどに掲載し、妊娠届出時や訪問時などの機会に周知に努めました。子育て世代包括支援センターの事業である、産前産後サポート事業や産後ケアの事業についても同様に行った結果、年々利用者は増加しました。また、関係機関との連携強化や子育てに関する負担、不安の軽減に努めた他、個別には産前産後同意のあった妊産婦に対して助産師が訪問・電話により対応し、子育てに関する不安の軽減に努めました。
放課後子ども教室	1～3年生の小学生を対象に公民館で週1回開催しました。読み聞かせやパン作り、折り紙、その他工作などさまざまな体験や地域のおとなや他学年の児童との交流を通じて、子どもの健全な育成の一助になるように努めました。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できない時期もありました。
放課後児童健全育成事業	令和3年度、令和5年度に各1か所を整備し、合計10か所で学童クラブを実施しています。また、令和6年度から令和7年度にかけてさらに1か所の整備を予定しています。
保育士の資質向上	毎月の園長会において、今日的課題や園長のこども園経営のための研修の場を設けました。また、経験年次ごとの研修として主任研修、5年次研修、2年次研修、新規採用研修を町独自で実施し、経験に応じた資質の向上に努めました。さらに各こども園の園内研修の充実を進め、(県)幼児教育アドバイザーや大学教授を招聘しての公開保育を各こども園で実施しました。

#### (2) 母子の健康保持・増進

事業名	第2期計画の取り組み状況
母子健康手帳の交付	妊娠届を出した妊婦全てに交付し、保健師による面接を行い、サポートプランを妊婦と立案し、要支援妊婦への早期介入に取り組んでいます。
妊婦教室	コロナ禍の影響もあり、令和2・3年度は3回ずつの開催になり、三密を避けるため、パートナーや両親の参加は控えてもらいました。令和4・5年度は計画通り年4回の回数を実施することができました。令和6年度は内容も回数もバージョンアップし、マタニティヨガ(3回)、プレママケアクラス(3回)を計画しました。父母ともに参加しやすくするため、妊娠届出時に年間開催日がわかるチラシを手渡しました。対象者に妊娠出産、子育てに関する情報提供、交流の場の提供に努めました。

健康相談	金屋文化保健センター(月2回)、清水保健センター(月1回)、子育て支援センター(月1回)で実施し、子育てに関する情報提供、保護者からの相談に対応しています。子育て支援センターで実施している健康相談は7か月児に限定し、保育士とも連携しながら親子遊びなども取り入れ、親子関係や子どもの発達を促す取り組みをしています。
乳幼児健康診査	各乳幼児健診を月1回行い、乳幼児の発達の確認、保健指導と育児相談に取り組んでいます。
食育推進事業	県から提供を受けた梅や桃、柿などの県産果実を学習教材用として、家庭科や総合的な学習の時間などで食育の授業を行いました。和歌山の特産物を知るよい機会となり、地産地消の学習にもつながりました。また、町特産の「有田みかん」を全校の給食に取り入れ、郷土愛や食への感謝の気持ちを醸成する取り組みを行いました。

### (3) 小児医療の充実

事業名	第2期計画の取り組み状況
産科・小児医療の充実	令和5年度末、有田市立病院での分娩が終了しました。有田圏域の協力もあり、令和6年4月より有田市内で産院が1か所開院しました。
小児医療救急体制の充実	有田保健医療圏構想区域調整会議において、医療体制のあり方について協議を重ねました。
子ども医療費助成の充実	小学生から高校生世代までを対象に、医療費の自己負担分を全額助成しています。県内医療機関などでは受給者証を提示し、窓口負担なく受診することが可能となっています。県外医療機関などでは、償還払いにより対応しました。また、町単独事業のため、県補助対象の年齢拡充や国制度としての採択を要望しました。
乳幼児医療費の助成	乳幼児(0～6歳)の医療費の自己負担分を全額助成しています。県内医療機関などでは受給者証を提示し、窓口負担なく受診することが可能となっています。県外医療機関などでは、償還払いにより対応しました。

### (4) 保育サービスの充実

事業名	第2期計画の取り組み状況
延長保育事業	延長保育のニーズは高く、農繁期にはさらに利用希望が増えている状況です。
休日保育事業	希望者に対し、保育事業を実施しています。
一時預かり事業	多様なニーズへの柔軟な対応を心掛け、保育を必要とする人の受け入れを行ってきました。主に0～2歳児の保育にあたり、一人ひとりの成長・発達に応じた丁寧な関わりや環境を工夫しました。
病児・病後児保育事業	町内1施設で実施しています。コロナ禍の利用減少はあったものの、5類感染症移行後には以前の利用水準に戻っています。

子育て短期支援事業	県内5か所と契約し、保護者や他機関からの相談に応じて利用することが可能となっています。令和5年度より、定期的なショート利用案件があったため、延べ件数については増加しています。
保育体制（保育所）の整備	多様化する保護者ニーズに対応するため、職員の確保に努めました。また、保育所の認定こども園化を実施し、教育ニーズのある児童の受け入れ体制の構築を行いました。
保育の質の向上	保育士研修の実施による資質向上や、安心安全な環境維持のため施設改修などを行いました。

## 2 心豊かな子どもを育むため、地域社会で見守るやさしいまち

### (1) 地域ネットワークの確立

事業名	第2期計画の取り組み状況
児童のふれあい・交流の促進	町内の子ども会団体の数は22団体となっており、各単位子ども会では、お祭りや清掃活動に取り組んでいます。また、子ども会ナイトを開催し、他地域の子ども会と交流することで、地域ネットワークの強化を図ることができました。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できない時期もありました。
地域における見守りの強化	少年センターを中心として、平日に毎日巡回パトロールを行っています。 令和6年度 早朝:82回/日中:557回/夜間:87回/合計:726回 子どもを守る日:4回

### (2) 仕事と家庭の両立支援

事業名	第2期計画の取り組み状況
男女共同参画の推進	男女共同参画に関わる講演会を1回実施しました。また、スーパーでの啓発活動、町内イベントや庁舎において啓発物資の配布を行いました。
父親の育児参加の啓発	妊娠・出産・育児において、母親だけでなく父親を含めた家族の協力を得られるようママサポートプランを手渡し、父親も参加できる妊婦教室も実施しました。コロナ禍では父親の参加は制限していましたが、令和6年度からは父親の参加も可能にし、年間日程を妊娠届出時にお知らせするなど、参加しやすいようにしていますが実績はまだありません。

### (3) 企業の支援体制整備の啓発

事業名	第2期計画の取り組み状況
育児休業制度の定着・啓発	現在、事業を実施しておらず、今後の実施に向け検討を行います。

### 3 親が安心、安全に子どもを生み、育てられるまち

#### (1) 地域ネットワークの確立

事業名	第2期計画の取り組み状況
子育て支援関連情報のPR	令和元年6月より子育てガイドブックを作成し、妊娠届出時や転入時に配布し、子育て情報の周知に努めました(3年ごとに内容を改訂)。広報紙、ホームページ、窓口などによる情報発信を行いました。
体験学習と交流の推進	職場体験学習や家庭科、総合的な学習におけるこども園での幼児とのふれあいを通して体験的な学習を行っています。
人権啓発・人権相談	人権に関する講演会・映画会を年間5回程度実施し、藤並駅や文化祭での啓発、人権啓発標語の募集など、さまざまな啓発を行いました。また、人権擁護委員による人権特設相談を年間10回開設し、学校において人権教室も行いました。
要保護児童対策地域協議会の充実	各関係機関と要保護児童対策地域協議会を形成し、情報共有など連携しました。個別ケース会議は随時開催し、実務者会議は月1回、進行管理会議は年2回、代表者会議は年1回開催しています。代表者会議には、今年度より人権擁護委員の参加もあり、広く関係機関と連携できる体制となりました。
教職員の資質向上	学校づくり・授業づくり・学級づくりを活性化し、充実したものとするために、講師・先生を招聘し、教職員の指導力の向上や新しい教材の開発・指導形態の改善を推進してきました。また、令和5年度より教育最先端化1000日プロジェクト“スーパービジョンシステムの構築”事業において、さまざまな分野での教育の先端で活躍している人材を定期的に招聘し、各学校でOJTを実施しています。
各種体験教室	教育委員会が主体となって企画・運営している事業が多い状況です。また、参加者が一定数に満たず、中止した事業もありました。発明クラブは募集定員を超える申込があり、男女比にも大きな偏りはみられませんでした。

#### (2) 生活環境の整備・充実

事業名	第2期計画の取り組み状況
公共施設におけるバリアフリー化の推進	役場庁舎や保健センターなど、住民が多数利用する公共施設は、子どもから高齢者や障がいのある人をはじめ、誰もが安心して来られるように、スロープや点字ブロックなどを設置しています。
読書の推進	絵本よみきかせ隊は毎年、絵本コンシェルジュは隔年に養成講座を開催し、現在絵本よみきかせ隊は125人、絵本コンシェルジュは56人認定されています。ポップ絵本館での毎週日曜、祝日のよみきかせの実施、絵本 de わっしょい他の絵本事業において受付や補助など参画でき、自らのイベント(よみきかせNight)も企画実施しました。

各種スポーツ教室の実施	年度初めに町内のこども園や小中学校などへチラシを配布しており、申込や問い合わせが多数あります。さらに、町内のスポーツ団体からは、県や近畿規模の大会などで好成績を収めた選手が毎年複数名輩出されています。年々町主催の教室ではなく、団体として独自の活動が増えています。
防災教育の推進	毎年 11 月の「世界津波の日」に合わせて、各小中学校において地震などが発生した際のシェイクアウト訓練、安全な場所への避難訓練や防災学習を実施し、児童生徒の防災意識向上に努めています。
交通安全意識の高揚	毎年1～2校ほど小学校より依頼があり、警察や交通指導員による交通安全教室を実施しています。交通ルールなどの講義の他、歩行や自転車の乗り方、安全確認を重点課題とした実技教室を実施しています。
文化芸術活動の推進	コロナ禍後、ようやく再開できるようになりましたが、事業実施が思うように進まず、また、音楽事業に偏っている部分があります。
出産祝金交付事業	第3子以降の出生月の 1 年後となり対象の可能性があるとされる養育者に対して案内を送付(毎月月初)。申請を受け付け、祝金を交付しました。
児童手当	申請を受け付け、児童手当を支給しました。現況届の提出が必要な方への案内や、未申請の方を確認し、通知などの案内を行いました。また、令和6年 10 月の制度改正にあたり、広報にて住民への周知を図りました。
在宅育児支援事業による支援	令和5年度まで実施しました。県の事業の終了に伴い、令和6年度は前年度からの継続者のみを対象としています。

### (3) ひとり親家庭の自立支援

事業名	第 2 期計画の取り組み状況
ひとり親相談事業	ひとり親家庭に対して、関係機関・関係団体との連携を図りながら、生活相談、就労相談、生活指導などの相談支援を実施しました。
児童扶養手当	申請を受け付け、内容を確認し、書類が整い次第振興局へ進達しました。認定・手当支給・各種変更などは県が行っています。年度当初に広報紙にて住民への周知を図りました。
ひとり親家庭日常生活支援事業	事前利用登録・必要書類を町で受け付け、振興局へ進達しています。家庭生活支援員の派遣は県が委託している事業者が行います。
母子家庭自立支援給付金	事業主体は和歌山県であり、振興局健康福祉部で受付を行っています。
ひとり親家庭医療費助成	18 歳までの子どもを扶養する母子または父子家庭に対し、医療費の自己負担分の全額助成を行いました。県内医療機関などでは、受給者証を提示し、窓口負担なく受診することが可能となっています。県外医療機関などでは、償還払いにより対応しました。
母子父子寡婦福祉資金	借主からの事前相談・必要書類を町で受け付け、振興局へ進達しています。内部審査貸付事務は振興局が行っています。

#### (4) 子どもの貧困対策の充実

事業名	第2期計画の取り組み状況
生活困窮者自立支援事業	福祉事務所(自立相談支援機関)に相談員を配置し、生活に不安を抱える方の相談を受け、支援プランを作成し、自立に向けた支援を行っています。
生活保護制度における教育扶助	生活保護世帯の子どもを対象に義務教育に伴う学用品や給食費などを支給しました(実施主体は和歌山県)。
就学援助費給付	学校の協力を得て、就学援助事業を実施しています。 令和6年度就学援助:105名
子ども居場所づくり推進事業	秋葉公民館において、放課後などに子どもだけで過ごす子どもを中心に学習支援や遊び、工作、相談などを行う子どもの居場所を週1回開設しました。

#### (5) 要支援家庭への支援の充実

事業名	第2期計画の取り組み状況
保育料減免制度(ひとり親・在宅障害児)	入園案内や説明会での制度案内を徹底しました。未申請の方には連絡を行い、漏れのないよう努めました。
特別児童扶養手当	新規認定申請や変更届などを受けて、県へ書類を進達し、県において特別児童扶養手当を支給しました。診断書の提出が必要な方には案内を送付しました。
障害児保育事業	短期入所に関する相談を受けて、相談支援事業所につなぎました。
児童発達支援	保健師と連携し、療育の必要な児童が適正なサービスが受けられるよう、各事業所との連絡調整を行い、支援に係る給付を行いました。
放課後等デイサービス	保健師と連携し、障がいのある児童が適正なサービスが受けられるよう、各事業所との連絡調整を行い、サービスに係る給付を行いました。
就学奨励事業	学校の協力を得て、就学奨励事業を実施しています。 令和6年度:79件
早期適応教室	第2期計画期間中は対象者がありませんでした。

## 4 課題のまとめと方向性

本町の子どもと子育て家庭を取り巻く環境や、ニーズ調査の結果、第2期計画の取り組み状況などを踏まえ、本計画策定における課題と方向性を第2期計画の基本目標に即して明確にします。

### (1) 子どもと子育て家庭への支援の充実

子育て相談や情報提供体制の充実、放課後子ども教室や学童クラブの実施など、地域子育て支援サービスの充実、母子の健康保持・増進、小児医療の充実、保育サービスの充実に取り組んできました。

本町では、女性の就業率は横ばいとなっていますが、就学前児童の非就労の母親で就労を希望する割合が上昇しています。また、令和8年度から本格的に実施される「こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)」については、3歳未満児の世帯の約6割が利用を希望しています。

子どもの人口が減少する中、今後は多様な就労スタイルの共働き家庭の保育ニーズや、家庭で子育てしている世帯が孤立せず、支援につながる体制づくりを進め、多様なニーズに応じた受け入れ体制の充実が必要です。さらに、放課後などの子どもの活動の場の充実、学校などにおける子どもの健やかな育ちの支援、産前・産後からの切れ目のない支援が求められます。

#### 今後の方向性

- 学童保育の時間延長や長期休暇中の利用などについてニーズが高まっている一方、指導員不足の解消のためにも、地域で子どもを育てる活動に参加する人材の確保が重要です。
- 地域でより充実した子育て環境を整備し、子育て世帯を支援する団体や事業所などへの支援にも注力する必要があります。

### (2) 地域社会で子育てを見守り、育む体制の構築

地域ボランティアの育成・活動支援や地域コミュニティの拡充・醸成など、地域ネットワークの確立、仕事と家庭の両立支援、企業の支援体制整備の啓発に取り組んできました。

ニーズ調査においては、育児休業を取得していない理由について、母親では働きながら子育てができる環境の整備が進んでいることがうかがえる一方、父親では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「職場に育児休業の制度がなかった」といった意見が前回の調査よりも高くなっていました。また、居住地域における子育て環境や支援への満足度については、就学前児童で「不満」の割合が前回の調査よりも高くなっています。

今後も、地域社会全体で子育てを見守り、育む体制づくりが求められるとともに、男性の家事や子育てへの一層の参画を後押しする企業への働きかけが必要です。

#### 今後の方向性

- 働き方に対する考えが多様化していることを踏まえ、育児休業取得やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業などへの働きかけを強化する必要があります。
- 子育ての当事者に寄り添い、子育てに対する不安を受け止めるための相談支援体制を充実させ、支援のニーズの把握とマネジメント体制を強化することが重要です。

### (3) 子どもにとって安心・安全な環境づくり

家庭における教育力の向上や子育て世代のゆとりある生活の支援など、次代の親を育てる環境づくりをはじめ、子どもや子育て世代の生活環境の整備・充実、ひとり親家庭の自立支援、子どもの貧困対策の充実、要支援家庭への支援の充実に取り組んできました。

ひとり親が抱える困難への対応や子どもの貧困対策の推進、不登校の児童生徒への支援、子育ての不安や負担の解消などは、近年特に重要視されている課題となっています。本町では、子育てに関する経済的負担の軽減に向けて、子ども医療費助成、出産祝金交付事業、母子家庭自立支援給付金などを実施してきました。ニーズ調査においても、望ましい子育て支援策について、「子育てにおける経済的負担の軽減」や「子育てのための安心、安全な環境整備」を望む回答が高くなっています。

今後も、経済的負担の軽減に向けた支援が求められるとともに、支援を希望する本人や保護者の要望が高まる中、ニーズをどのように捉え、支援体制を整えていくのかが課題となっています。

#### 今後の方向性

- 生活に困窮する家庭やひとり親家庭が増加していることを踏まえ、経済的な課題を抱えた家庭に対する支援をより一層充実させていくことが重要です。
- 育児や教育に対する不安を抱える保護者がいる中で、日常的に頼れる人がいないという家庭もあるため、情報提供などにより不安や負担を軽減し、孤立化を防ぐことが重要です。
- 子どもの発達についての相談への対応として、支援を必要とする子どもや家庭に向けた支援体制を充実させていくことが重要です。

## 第3章 計画の基本理念と施策体系

### 1 計画の基本理念

本町では、第1期計画において、「子育てに地域みんなで取り組み、いつまでも住み続けたいまち 有田川町」を基本理念に掲げ、子ども・子育て支援を進めてきました。

続く第2期計画では、第1期計画の基本理念を踏まえながら、本町の自然や文化といった環境や地域社会の関係性の中で、「子どもの最善の利益」が実現され、一人ひとりの子どもが健やかに、よりよく成長することができる地域社会をめざし、子ども・子育て支援の充実に取り組んできました。

本計画では、第2期計画の理念や目標は普遍的なものとして踏襲しながら、子ども・子育て支援法や児童福祉法の改正、こども基本法の施行などを踏まえ、子どもの最善の利益が保証される「こどもまんなか社会」の実現をめざし、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業などの提供に取り組むとともに、地域と連携し、「子どもが未来に輝くまち」の実現に向けて、子どもや子育て世帯を支える体制の充実に努めます。



**子育てに地域みんなで取り組み、  
子どもが未来に輝くまち  
有田川町**

## 2 基本目標

基本理念の実現に向けて、第1期・第2期計画で示した三つの基本目標を継承し、総合的な施策の展開を図ります。

1 子どもがのびのびと健やかに育つまち



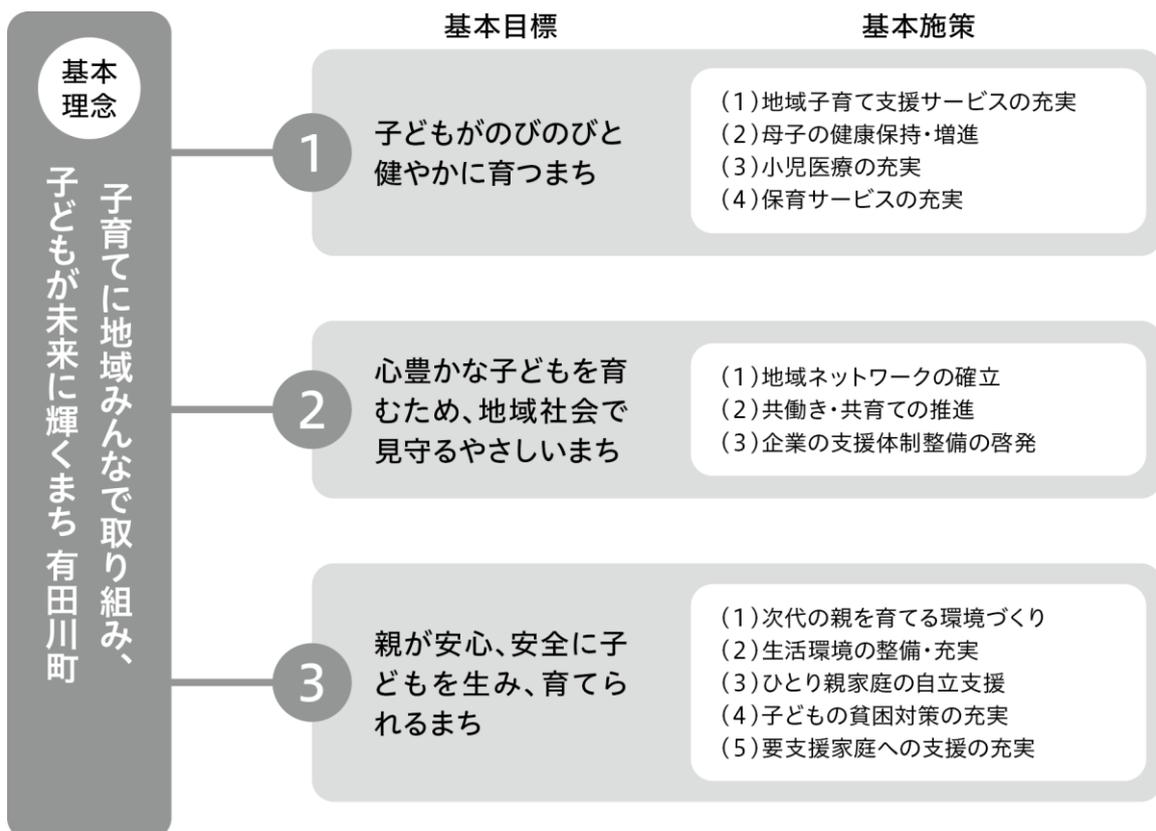
2 心豊かな子どもを育むため、地域社会で見守るやさしいまち



3 親が安心、安全に子どもを生み、育てられるまち



## 3 施策体系



## 第4章 施策の展開

### 基本目標 1 子どもがのびのびと健やかに育つまち

#### (1) 地域子育て支援サービスの充実

普段から地域での日常の交流やコミュニティの醸成により、子どもを安心して生み育てる環境をつくり、身近な地域において子育てを支援していくシステムの確立に努めます。

保護者の子育てに関する課題を解決するため、保護者間のネットワークを強化する全町的な取り組みや、グループ・サークルの育成活動を支援するとともに、子育て関連機関との連携による相談事業などの充実に努めます。また、地域のコミュニティにおける「子育て力」を再認識し、子どもが育つための環境整備を図ります。

今後も、多様化する子育てニーズに対応し、地域子育て支援サービスのさらなる拡充、保育・教育環境の充実に努めます。

事業名	取り組み内容
子育て相談、情報提供体制の充実	電話、訪問による子育ての悩みの相談や情報提供の充実に推進します。家庭支援事業(子育て世帯訪問支援事業など)の活用や、こども家庭センターのPRと子育て支援に関わる関係機関との連携強化を図り、町の広報やホームページなどを積極的に活用し、あらゆる媒体を通じて子育て支援情報を提供することで、子育てに関する負担、不安の軽減に努めます。
放課後子ども教室	指導員の確保に努め、放課後を利用して、子どもたちにさまざまな体験や地域のおとなとの交流を提供できる場として事業の継続に努めます。
放課後児童健全育成事業	町内 11 か所で学童クラブを実施し、受給バランスを注視しつつ適正な規模と利用ニーズを適切に見極めながら施設の整備を検討していきます。
保育士の資質向上	現在実施している研修を継続するとともに、園長のこども園経営能力のさらなる向上をめざして、講師を招聘しての研修を充実させます。また、大学教授などの指導助言を得ながら実践を進めます。
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、親子間の適切な関係の構築を目的とし、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、必要な支援を行います。

## (2) 母子の健康保持・増進

子どもが誕生し、健やかに成長していくためには母子の健康の保持・増進が重要であり、安全で快適に妊娠から出産期までを過ごすことのできる環境づくりに努めます。

これまでに実施している妊娠、周産期の教室や相談事業を引き続き実施し、保健事業計画に基づいた母子の健康づくりを促進します。また現在、学校や認定こども園における食に関する指導は、健康教育として極めて重要となっています。児童生徒に知識を教えるだけでなく、家庭においても望ましい食習慣の形成に結び付けられるような環境づくりを推進します。

事業名	取り組み内容
母子健康手帳の交付	妊娠届を出した妊婦全てに母子健康手帳を交付し、保健師による面接を行いサポートプランを妊婦と立案するとともに、支援を必要とする妊婦への早期の対応に取り組みます。今後も妊娠期からの子育て支援に努めます。
妊婦教室	妊婦だけではなく、パートナーや両親も対象に妊娠出産、子育てに関する情報提供、交流の場の提供に努めます。また、参加しやすい日時や場所、内容の検討を進めます。
健康相談	金屋文化保健センター(月3回)、清水保健センター(月1回)で実施し、子育てに関する情報提供、保護者からの相談に対応します。子どもの健康相談として子育て世代に定着してきており、継続して実施します。
乳幼児健康診査	4か月、10 か月、1歳6か月、2歳、3歳6か月児を対象に健康診査を行い、保護者とともに子どもの成長発達や生活状況などを確認し合うことで前向きな子育てができるよう努めます。
食育推進事業	小学校において、県から梅などの県産果実を学習教材用として提供を受け、家庭科や社会科などで食育の授業を行っています。時間をかけて自分たちで梅ジュース作りなどを行うことは、和歌山を知り、食への関心を高めることに効果的です。生活科や技術家庭科などの授業で栽培した野菜なども活用して継続的な食育を進めていきます。
妊婦等包括相談支援事業	妊娠時から妊産婦などに寄り添い、出産・育児などの見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図ります。

### (3) 小児医療の充実

子どもの健康管理のため、経済的な負担の軽減とともに普段から身近なかかりつけ医を持つことの大切さを啓発し、広域圏を含めた緊急医療体制のネットワークを強化し、安心して出産、子育てができる体制づくりに取り組みます。

事業名	取り組み内容
産科・小児医療の充実	子どもの健康管理、疾病予防に関していつでも気軽に相談できるかかりつけ医づくりをさまざまな機会を通じて推進するとともに、有田保健医療圏における産科・小児医療の充実を国、県に働きかけていきます。
小児医療救急体制の充実	有田保健医療圏構想区域調整会議において、医療体制のあり方について協議を重ねるとともに、今後も引き続き医療機関、消防署などの協力により医療体制の充実に努めます。
子ども医療費助成の充実	小学生から高校生までを対象に医療費の自己負担分を全額助成し、子育て世代の家庭の経済的負担の軽減と子どもの健康の保持・増進に寄与します。
乳幼児医療費の助成	乳幼児医療費の助成を実施し、医療費の自己負担分を全額補助することで保護者の経済的負担軽減を図ります。

#### (4) 保育サービスの充実

保育サービスについては、保育ニーズの把握に努め随時検討を行います。近年は統計データやアンケート調査などからみて母親の就労意識が高まっており、延長保育や一時預かりなど多様な保育サービスのさらなる充実に努めます。また、職員研修を実施することにより、保育の質の向上に努めます。

事業名	取り組み内容
延長保育事業	延長保育を必要とする保護者の要望に対応するため、午後7時までの延長保育を実施しています。延長保育のニーズ・利用件数ともに高いため、今後も引き続き実施し、保護者の子育てと就労などとの両立を支援します。
休日保育事業	保護者の勤務などにより休日に児童の保育が必要な場合に対応するため、引き続き休日保育事業を実施し、保護者の子育てと就労などとの両立を支援します。
一時預かり事業	一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児の一時保育を子育て支援センターで実施しています。利用者のニーズが高いため、今後も引き続き実施し、保護者が必要な時に利用できているかを踏まえ、制度周知の方法などを検討していきます。
病児・病後児保育事業	保護者が勤務などの都合で病気の治療中または回復期にある児童の保育が困難な場合、町が委託する医療機関において一時的に保育を行います。年間通じての利用があるため、今後も事業を継続することで、保護者の子育てと就労の両立の支援を維持します。
子育て短期支援事業	保護者が疾病などで児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設などにおいて養育・保護を行います。児童の安全面からも事業を継続して実施します。
保育体制（保育所）の整備	保育を必要とする子どもの受け入れを行い、日々の保育を実施します。保育ニーズの把握に努め、新設、増改築を含めた地域特性に応じた保育所の効率的な整備を進めます。低年齢児の保育需要の高まりがあり、より一層の受け入れ枠の確保が必要となっており、待機児童を発生させないため、引き続き保育士の確保やニーズ把握に努めます。
保育の質の向上	保育の質の向上、保育士の専門性及び質の向上を図るため、研修の実施を進めます。
こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施	保育所に通所していない6か月～2歳の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で利用できる制度で、実施に向けて取り組みます。

## 基本目標 2 心豊かな子どもを育むため、地域社会で見守るやさしいまち

### (1) 地域ネットワークの確立

保護者間の交流や、地域ボランティアの育成・活動支援を進め、地域コミュニティの拡充・醸成を進めます。

子育てに悩みを抱えている保護者が相談する相手や機会がないことで孤立しないよう、地域全体で子育てを進め、子どもへの見守りや声かけ、あるいは世代間の交流を促進するなど、力強い保育力・教育力を持った地域コミュニティづくりをめざします。公園をはじめ、地域の子どもの遊びや学習の拠点整備などを進めるとともに、スポーツ活動などを通して子どもの健全育成のための組織の連携強化を図ります。

併せて、子どもの時から健康的な生活習慣を身につけるため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止など、学校・家庭・地域などが一体となって健全な子どもの育成への取り組みを推進します。

事業名	取り組み内容
児童のふれあい・交流の促進	子ども会団体で清掃活動を通じ、地域ぐるみでの充実した交流活動が行われています。子どもの数が減っていることに伴い、字単位での子ども会活動ができなくなる地域が出てきていることから、子ども会活動の広域化などを検討していく必要があります。子ども会活動が円滑に進むようにサポートし、交流イベントを開催するなど、地域のつながりを強化するとともに、子どもの健全な育成をめざします。
地域における見守りの強化	少年センターを中心として、平日に毎日巡回パトロールを行っています。今後もパトロールを続けることで青少年の非行・犯罪被害の防止に努めます。また、「子どもを守る日」も引き続き実施することで、地域ネットワークの強化及び小中高校生の通学の安全確保に努めます。

## (2) 共働き・子育ての推進

全国的に共働き家庭が年々増加する中、仕事と子育てが両立できるよう、各種支援制度の周知と普及を図り、社会全体で子育てを応援することが求められています。子どもを育てながら就労するためには、家族で家事や育児を分担し、協力することが重要です。また、結婚・妊娠・出産に関する希望を実現するため、ライフステージの各段階に応じて切れ目のない支援の推進に努め、本町の実情に応じたニーズへの対応を検討します。

男女共同参画の視点から、子育てにおいても男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めます。特に、父親の子育てへの関わりを深めるため、各種行事、催しなどへの父親の参加を呼びかけ、子育ての役割分担を通じて、家族との協力により、子どもを育てる意識の拡大を図ります。

事業名	取り組み内容
男女共同参画の推進	家庭や職場など、さまざまな場面において男女共同参画を推進してもらえよう、町民及び企業などに対し、効果的な啓発・広報・周知を実施します。
父親の育児参加の啓発	父親が参加しやすい催事の企画や、父親のための子育て教室を行うなど、父親が子育てに参加しやすい環境の整備を図ります。今後も引き続き休日に講座などを実施し、父親が参加できる機会の創出に努めます。

## (3) 企業の支援体制整備の啓発

仕事と子育ての両立のためには、職場における子育てに配慮した労働条件や制度の周知、事業者の協力や理解が求められます。このため、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の啓発や、育児休業制度などの導入・活用の促進、労働時間などの雇用条件の改善を、事業主へ要請していきます。

また一方で、子育て後の女性に対して、求人情報の提供や再雇用を進めるための支援に努めます。さらに、育児休業の取得を推進していくため、町内事業者に対する働きかけを行うとともに、家庭や地域においても働き方や子育てのあり方に対して正しい理解を深めるための意識啓発を図っていきます。

事業名	取り組み内容
育児休業制度の定着・啓発	男女がともに仕事と子育てを両立できるよう、育児休業が取得しやすい職場環境の整備や、男女の区別のない育児休業制度導入に向けて普及・啓発を行います。

## 基本目標 3 親が安心、安全に子どもを生み、育てられるまち

### (1) 次代の親を育てる環境づくり

子育てに関する各種講座などの開催により学習機会を充実させ、家庭における教育力の向上や子育て世代のゆとりある生活の支援を図ります。また、子育て家庭の心豊かな生活を支援するため、子育て世代が必要とする情報提供や学習機会を拡充します。一方、利用料の減免、給付金の交付など子育て支援関係の仕組みが複雑化しており、いかにわかりやすく正確に伝えるかが課題です。

次代の親となる児童生徒に対しては、子どもを生み育てる喜びを教え、体験学習や各種体験教室などをはじめ、あらゆる学習の場を通じて、心豊かにたくましく生きる力を育むような取り組みを進めます。

事業名	取り組み内容
子育て支援関連情報の PR	子育てガイドブックをはじめ広報紙、ホームページ、窓口、各戸配布物などで周知に努めます。
体験学習と交流の推進	中学生、高校生による保育所や幼稚園などでの体験学習を通じて、小さな子どもとのふれあいを推進します。町の方針として学園の取り組み(こども園・小・中のつながり)を大切にしていくことを目標としており、今後も地域を意識した縦のつながりを大切にした教育活動の啓発に努めていきます。今後は各園の規模に応じて、行事などにおいても合同で開催するなど、地域全体での取り組みを進めていけるよう、支援していきます。
人権啓発・人権相談	さまざまな機会の人権について考えてもらえるよう、啓発活動に取り組みます。人権擁護委員による人権相談を継続して行うとともに、各学校においては、教育活動全般を通じて人権・道徳教育を推進していきます。
要保護児童対策地域協議会の充実	今後も警察、消防、教育、福祉、医療、保健などの各関係機関の連携、情報共有を円滑に行うため、年1回の代表者会議で代表者の理解を深め、月1回の実務者会議の内容を充実させます。また、年2回の進行管理会議も開催し、全ケースの進行管理を徹底します。
教職員の資質向上	自己研修のほか、教職員が主体的に研修する機会として、有田川町学校間教職員クラブがあります。それぞれのクラブで学んできたことを教職員で共有、連携を密に行い、さらなる活性化を図ります。「1000 日プロジェクト」においては、スーパービジョンを受けた取り組みを各学校に広め、町全体の教職員の資質向上につなげます。
各種体験教室	学校外での集団生活を経験することにより、協調性や責任感を養うことを目的に実施しています。参加者や希望者の要望を取り入れた体験教室の開催をめざすとともに、指導者の確保に努めます。

## (2) 生活環境の整備・充実

子どもや子育て世代が、生活の中で安心して活動できるための環境を整えることは、とても重要です。そのため、子どもや子ども連れ、ベビーカーなどにも配慮した生活環境の整備を図り、歩道の段差解消や公共施設などのバリアフリー化に努め、人にやさしいまちづくりを推進します。また、子どもの教育に必要な自然環境の保全にも取り組みます。

近年の子どもをめぐる犯罪や交通事故などから子どもを守り、安心して暮らせるよう、行政と地域、学校、警察署などの関係機関との連携を図り、まち全体で協力し、子どもの安全に配慮した環境の整備に努めます。

事業名	取り組み内容
公共施設におけるバリアフリー化の推進	和歌山県で制定されている、福祉のまちづくり条例に基づき、公共的施設のバリアフリー化が進められているため、今後も公共施設を新築、または改築などする場合は、その基準に基づき進めていきます。
読書の推進	4か月児健診において、絵本を配布するブックスタートをはじめ、絵本による情操教育に取り組むとともに、乳幼児から高齢者までの読書推進を図り、生涯学習の一端を担います。
各種スポーツ教室の実施	引き続き各種教室を開催し、スポーツの機会提供、体力向上、スポーツ振興を図ります。加えて、地域団体とも連携し、スポーツを通じた交流の場を広げられるように努めます。
防災教育の推進	地震や風水害に対する防災学習や防災訓練の実施に努め、児童生徒自らが命を守る主体者となる意識と行動の指導に努めます。各小中学校内での訓練や学習だけにとどまらず、地区内で実施される訓練への参加を積極的に進めていきます。防災訓練や防災学習を通じて児童生徒個人の意識向上を図ります。
交通安全意識の高揚	交通ルールの確認や歩行時、自転車運転時の安全確認を重点課題とし、講義や実技を交えた交通安全教室の継続的な実施をめざします。
文化芸術活動の推進	各学校やきびドーム、有田川町地域交流センター「ALEC(アレック)」において、文化芸術活動の推進を図ります。また、青少年向けにきびドームでの音楽コンサートの開催や「ALEC」の活用策を検討し、引き続き文化芸術事業の推進を図ります。
出産祝金交付事業(第3子以降)	出産後も引き続き有田川町内に住所を有する養育者の第3子以降の出産に対して出産祝金を交付します。
出産祝金交付事業	出生時から有田川町内に住所を有する対象児を監護し、かつ生計を同一とする、対象児を出産した母またはその配偶者に対し、出産祝金を交付します(令和3年度から施行)。
児童手当	家庭教育の安定と、次代を担う児童の健全育成などを図るため、出生から中学校修了までの児童を養育している保護者へ児童手当を支給します(令和6年10月から対象児が拡充)。

### (3) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭においては、生活、養育、就労などにおいて問題を抱えているケースもみられ、自立のための支援を進めていく必要があります、相談体制、日常生活の支援、経済的な支援などの充実に努めます。

事業名	取り組み内容
ひとり親相談事業	ひとり親家庭に対して、関係機関・関係団体との連携を図りながら、生活相談、就労相談、生活指導などの相談指導機能の強化に努めます。
児童扶養手当	ひとり親家庭の児童が育成される家庭の生活の安定と自立促進のため、手当を支給します。
ひとり親家庭日常生活支援事業	ひとり親家庭に対し、一時的な介護、保育サービスのため家庭生活支援員を派遣します。
母子家庭自立支援給付金	講座の受講などが就職や雇用の安定のために認められた場合について、自立支援教育訓練給付金を支給します。
ひとり親家庭医療費助成	18歳までの子どもを扶養する母子または父子家庭に対し、医療費の自己負担分の助成を行います。
母子父子寡婦福祉資金	20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母または父子家庭の父、寡婦(配偶者のない女子でかつて母子家庭の母であった方)を対象に、さまざまな種類の無利子または低利子の資金貸付を行います。

### (4) 子どもの貧困対策の充実

生活に困窮する世帯の増加や子どもの貧困が課題として重要視されている今、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、社会で心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みが必要です。

このため貧困の状況にある世帯の経済的支援、保護者や子どもの生活支援や就労支援、また、子どもの能力や可能性を伸ばすための教育や学習支援を、子どもの置かれた状況を見て、その意見を尊重し、最善の利益を考慮しながら推進します。

事業名	取り組み内容
生活困窮者自立支援事業	経済的な問題など生活上の困難に直面している人を対象に、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行います。
生活保護制度における教育扶助	生活保護世帯の子どもを対象に、義務教育に伴う学用品や給食費などを支給します。
就学援助費給付	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、小中学校の新入学準備用品費の入学前支給を実施し、義務教育の円滑な実施を進めます。

子ども居場所づくり推進事業	貧困の世代間連鎖を断ち切り、家族以外が子どもに向き合い、子どもの自己肯定感を高めるため、公民館などに居場所づくり学習支援を行います。
ヤングケアラーに対する支援	子ども・若者育成支援推進法が改正され、国・地方公共団体などが各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されたことを踏まえ、支援対象者の把握に努め、特に支援の必要性・緊急性の高い支援対象者については、学校などの関係機関との連携により支援を強化します。

## (5) 要支援家庭への支援の充実

障がいのある子どもについては、保育所などにおける受け入れ体制の整備を継続し、地域の中できっといきいきと生活できる体制づくりをめざします。心身に障がいのある乳幼児の健全な発達を促すため、早期療養体制の充実に努めるとともに、障害のある子どもが地域で障がいのない子どもとともに教育・保育が受けられるよう、関係機関の連携の強化を図り、特別児童扶養手当などにより、家庭における経済的負担の軽減を図ります。また、多国籍化が進む中、保護者や子どもが日本で暮らしやすい生活を支援するため、保護者や教育・保育施設などに向け、語学教育などの適切な支援の実施に努めます。

事業名	取り組み内容
保育料減免制度（ひとり親・在宅障害児）	ひとり親世帯や在宅障がい児のいる世帯で、前年の所得税が非課税の世帯である場合、申請により保育料の減免を行います。減免の仕組みが複雑化しており、自身が対象者となるかの判別が困難であるため、周知の徹底に努めます。
特別児童扶養手当	精神または身体に障がいのある児童を監護する母もしくは父、父母に代わって児童を養育している方に対し、手当の支給を行います。
障害児保育事業	集団保育が可能な障がいのある子どもを、保育所において保育します。また、障がい児の短期入所に関する相談、希望施設への連絡調整を行います。
児童発達支援	障がいのある未就学児を対象に日常生活に必要な動作や知識の指導、集団生活に必要な適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に生活の能力向上のための訓練、居場所の提供などの支援を行います。
就学奨励事業	特別支援学級へ就学する児童の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援学級の普及、奨励を図ります。
早期適応教室	日本語による授業の理解が困難な外国人の児童生徒を支援するため、初期の日本語教育や小中学校への適応指導を行う早期適応教室を設置し、小中学校への早期適応を図ります。

# 第5章 第3期計画における見込みと確保方策

## 1 教育・保育提供区域

本計画における教育・保育の提供区域については、町全域を一つとして取り組みを進めていきます。しかしながら、地域の事情を勘案し、きめ細かなサポートを行う必要性もあります。そのため、子育てに関する事業やサービスのさまざまな要望に対して、柔軟に対応できる体制の確立をめざします。

### ■第3期計画期間の子どもの人口推計（参考）

単位：人	推計（第3期計画期間）				
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	170	168	166	163	161
1歳	174	178	175	173	170
2歳	190	177	180	178	176
<b>0～2歳合計</b>	<b>534</b>	<b>523</b>	<b>521</b>	<b>514</b>	<b>507</b>
3歳	173	193	179	183	180
4歳	219	176	196	183	186
5歳	205	220	177	198	184
<b>3～5歳合計</b>	<b>597</b>	<b>589</b>	<b>552</b>	<b>564</b>	<b>550</b>
<b>0～5歳合計</b>	<b>1,131</b>	<b>1,112</b>	<b>1,073</b>	<b>1,078</b>	<b>1,057</b>
6歳	205	207	222	178	199
7歳	185	205	208	223	179
8歳	236	186	206	208	223
9歳	228	236	186	206	208
10歳	259	228	237	186	206
11歳	226	258	228	236	186
低学年	626	598	636	609	601
高学年	713	722	651	628	600
<b>小学生合計</b>	<b>1,339</b>	<b>1,320</b>	<b>1,287</b>	<b>1,237</b>	<b>1,201</b>
<b>総数</b>	<b>2,470</b>	<b>2,432</b>	<b>2,360</b>	<b>2,315</b>	<b>2,258</b>

※令和2年から令和6年の住民基本台帳各歳別人口をもとに変化率を求めて推計

## 2 教育・保育の量の見込みと確保方策

### (1) 認定区分と対象児童・提供施設

幼児教育・保育を受ける場合、国の定める客観的な基準に基づいた認定を受ける必要があります。認定区分は、子ども自身や家庭、施設の受け入れ状況を踏まえ、次の3区分となっています。

認定区分		利用できる施設など
1号認定	3～5歳で、認定こども園などで教育のみを必要とする子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳で、保護者が働いているなど、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳で、保護者が働いているなど、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園 地域型保育事業所(小規模保育等)

### (2) 教育・保育の量の見込みと確保方策

#### ■教育事業〈1号認定〉

(単位：人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	93	95	94	88	90	88
②確保の内容	93	95	94	88	90	88
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

※令和6年度から町立保育所が認定こども園に移行

#### ■保育事業〈2号認定〉

(単位：人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	481	496	489	458	468	457
②確保の内容	481	496	489	458	468	457
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

## ■保育事業〈3号認定〉

(単位：人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	221	244	246	246	246	246
0歳	23	34	35	35	35	35
1歳	94	89	90	90	90	90
2歳	104	121	121	121	121	121
②確保の内容	221	244	246	246	246	246
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

### [確保方策]

令和6年度に町立保育所が認定こども園に移行しました。1号認定については、今後も広域的な利用も視野に入れ、出生率と人口の偏りを考慮し、ニーズに対応していきます。2号認定・3号認定については、保育を利用したいという潜在的な希望を考慮し、ニーズに対応していきます。

## ■こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

保育所や幼稚園を利用していない満3歳未満の乳幼児に対し、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位などで柔軟に保育所や幼稚園を利用できる事業です。

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳 6か月児	①量の見込み	－	8	8	8	8
	②確保の内容	－	8	8	8	8
	過不足②－①	－	0	0	0	0
1歳児	①量の見込み	－	5	5	5	5
	②確保の内容	－	5	5	5	5
	過不足②－①	－	0	0	0	0
2歳児	①量の見込み	－	4	4	4	4
	②確保の内容	－	4	4	4	4
	過不足②－①	－	0	0	0	0

※令和7年度のみ地域子ども・子育て支援事業として実施

※0歳6か月から3歳未満の未就園児から必要定員数を算出式により算出

### [確保方策]

受け入れ園については、地域の保育需要などを見定め、実施できるよう整備します。また、確保方策に対応できるよう保育士の確保に努めます。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

#### ①延長保育事業

保護者の就労形態に応じて、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。

(単位：人)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	440	480	480	480	480	480
②確保の内容	440	480	480	480	480	480
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

※令和 6 年度実績は見込み

#### [確保方策]

保育所(園)7施設で、今後も引き続きニーズに対応できる提供体制を確保します。

#### ②放課後児童健全育成事業

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室などにおいて居場所を提供し、適切な遊びや生活の場として児童の健全な育成を図る事業です。

(単位：人)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	375	363	355	355	342	337
1 年生	73	85	86	92	74	83
2 年生	86	75	84	85	91	73
3 年生	80	84	66	73	74	79
4 年生	70	57	59	47	52	52
5 年生	45	43	38	39	31	34
6 年生	21	19	22	19	20	16
②確保の内容	375	363	355	355	342	337
1 年生	73	85	86	92	74	83
2 年生	86	75	84	85	91	73
3 年生	80	84	66	73	74	79
4 年生	70	57	59	47	52	52
5 年生	45	43	38	39	31	34
6 年生	21	19	22	19	20	16
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

**[確保方策]**

学童クラブとして町内 10 か所で実施しています。今後も引き続きニーズに対応できる提供体制を確保します。

**③子育て短期支援事業**

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などへの入所により、必要な保護を行う事業です。

(単位：人)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	30	30	29	28	28	27
②確保の内容	30	30	29	28	28	27
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

**[確保方策]**

現在、有田川町内に対応する施設はありませんが、県内の施設との契約を継続し、今後も引き続きニーズに対応できる提供体制を確保します。

**④地域子育て支援拠点事業**

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位：人)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	13,900	14,138	13,847	13,794	13,609	13,423
②確保の内容	13,900	14,138	13,847	13,794	13,609	13,423
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

**[確保方策]**

施設的环境整備により利用者の増加がみられることから、今後も引き続きニーズに対応できる提供体制を確保します。

### ⑤一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、幼稚園、保育所、ファミリー・サポート・センターなどで、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業は、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(3～5歳)」と「在園児を除く一時預かり事業(0～5歳)」の2種類があります。本町では、子育て支援センターで実施しています。

(単位：人)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1,350	1,237	1,216	1,173	1,179	1,156
②確保の内容	1,350	1,237	1,216	1,173	1,179	1,156
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

#### [確保方策]

利用希望者の動向を注視し、本町での事業実施や近隣市町との連携を検討しつつ、ニーズに対応できる提供体制を確保します。

### ⑥病児・病後児保育事業

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所などにおいて、病気の児童を一時的に保育する事業です。

(単位：人)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	650	672	662	642	630	615
②確保の内容	650	672	662	642	630	615
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

#### [確保方策]

「平山こどもクリニック」が開設している病児保育室「こぐまクラブ」で実施しています。今後も引き続きニーズに対応できる提供体制を確保します。

### ⑦ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者で、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者(依頼会員)と、当該援助を行うことを希望する者(提供会員)との登録制による相互援助活動を行う事業です。

(単位：人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	—	—	—	—	—
②確保の内容	0	—	—	—	—	—
過不足②－①	0	—	—	—	—	—

#### [確保方策]

現在、本町では実施していませんが、利用者のニーズに合わせて対応を検討していきます。

### ⑧妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施し、妊娠期間中、必要に応じた健康診査を実施する事業です。

(単位：人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	180	178	176	173	171	170
②確保の内容	180	178	176	173	171	170
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

#### [確保方策]

妊婦健診の受診率100%を想定し、提供体制を確保します。

### ⑨乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

(単位：人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	170	170	168	166	163	161
②確保の内容	170	170	168	166	163	161
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

#### [確保方策]

訪問数100%を想定し、提供体制を確保します。

### ⑩養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事などの養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の向上や支援の実施を確保する事業です。

(単位：人)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0	0
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

#### [確保方策]

現在、本町では実施していませんが、利用者のニーズに合わせて対応を検討していきます。

### ⑪利用者支援事業

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

(単位：か所)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1	1
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

#### [確保方策]

こども家庭センター型(子育て世代包括支援センター)で1か所確保し、今後も引き続きニーズに対応できる提供体制を確保します。

### ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得者(世帯)を対象に、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用を助成する事業です。

#### [確保方策]

国が定める「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」に基づき、助成を実施します。

### ⑬多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進するための事業です。

#### [確保方策]

新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設などに対する実施支援、相談・助言、小規模保育事業などの連携施設のあっせんなどに努めます。

#### ⑭子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育てなどに対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどを未然に防ぐ事業です。

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	129	128	127	124	123
②確保の内容	129	128	127	124	123
過不足②－①	0	0	0	0	0

※量の見込みは延べ人数

#### [確保方策]

事業の動向を見定めながら、ニーズに対応できる提供体制を確保します。

#### ⑮児童育成支援拠点事業

養育環境などに課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援、食事の提供などを行うとともに、児童や家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う事業です。個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	66	65	65	63	63
②確保の内容	66	65	65	63	63
過不足②－①	0	0	0	0	0

#### [確保方策]

事業の動向を見定めながら、ニーズに対応できる提供体制を確保します。

### ⑩親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、必要な支援を行うことにより、親子の適切な関係性の構築を図るための事業です。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	87	86	85	83	83
②確保の内容	87	86	85	83	83
過不足②－①	0	0	0	0	0

#### [確保方策]

事業の動向を見定めながら、ニーズに対応できる提供体制を確保します。

### ⑪妊婦等包括相談支援事業

妊婦とその配偶者などに対して、面談などにより心身の状況や置かれている環境などの状況を把握し、母子保健と子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	672	664	653	641	638
②確保の内容	672	664	653	641	638
過不足②－①	0	0	0	0	0

#### [確保方策]

事業の動向を見定めながら、ニーズに対応できる提供体制を確保します。

### ⑫産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	94	93	92	90	89
②確保の内容	94	93	92	90	89
過不足②－①	0	0	0	0	0

#### [確保方策]

事業の動向を見定めながら、ニーズに対応できる提供体制を確保します。

## 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供・推進

### 国の考え方

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方(認定こども園を普及させる背景や必要性など)
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取り組みの推進
- 保幼小連携、0～2歳に係る取り組みと3～5歳に係る取り組みの連携

子どもの成長には、学校・こども園、家庭、地域の3者の連携が不可欠です。

有田川町では、地域のつながりを大切にしながら、中学校区を一つの教育のまとまりと捉え、「学園構想」を展開しています。各「学園」において、地域性を踏まえながら家庭や地域の協力のもとに、認定こども園での保育と小中学校における教育をつなげていくことに取り組んでいます。

それぞれの地域にある特色を活かして、つながりと一貫性を意識した取り組みを進めることで、幼児期の学校教育・保育の一体的提供と推進を図ります。

# 第6章 計画の推進体制

---

## 1 計画の推進にあたって

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細かな取り組みが必要とされます。そのためにも、本計画について住民へ広く周知するとともに、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルの確立によって、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

### (1) 推進体制の確立

本計画の推進については、行政だけでなく、さまざまな分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所、学校、地域その他関係機関・団体などとの連携・協働により取り組んでいきます。

### (2) 情報提供・周知

本町ではこれまで、子育て支援に関する情報や利用方法などを広報媒体や町のホームページを活用して公開し、必要に応じて個別に相談を受け付けるなど、住民に対する広報や周知の充実に努めてきました。今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設、サービスなどの情報を、広報媒体やインターネット、パンフレットなどを通じて、広く周知・啓発に努めます。

### (3) 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所などの施設や地域子ども・子育て支援事業などが円滑に供給される必要があります。その中で、保育の広域利用や障がいのある子どもへの対応など、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合は、周辺市町や県と連携・調整を図り、今後も全ての子育て家庭が安心して暮らせるよう、努めていきます。

### (4) 計画の評価・確認

計画の実現に向けて、事業がスムーズに実施されるよう管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、実施状況や成果を点検・評価し、検証していきます。

# 参考資料

## 1 策定経過

時期	内容
令和6年3月5日～3月22日	子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査
令和6年9月27日	第1回子ども・子育て会議
令和6年11月27日	第2回子ども・子育て会議
令和7年1月20日～2月14日	パブリックコメントの実施
令和7年2月20日	第3回子ども・子育て会議

## 2 有田川町子ども・子育て会議委員名簿

氏名	所属	備考
牛居 美佐	一般	
中田 孔美子	一般	
中林 良子	一般	
平木 公	一般	
星田 仁志	町議会	
栗生 千佳	学童保育(代表)	
鈴木 ゆかり	保健師	
森 早百合	学校長(代表)	会長
石川 美幸	保育所長(代表)	副会長
土井 かずみ	子育て支援センター	

※順不同、敬称略





## 第3期

# 有田川町子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

有田川町 こども教育課

---

〒643-0153 和歌山県有田郡有田川町大字中井原136-2

TEL 0737-22-4512 / FAX 0737-32-4827